

訪問看護レセプト（医療保険請求分）の
オンライン請求開始に係る
システムベンダ向け技術解説書

令和5年1月
厚生労働省保険局

改訂履歴

版数	改訂年月日	該当箇所	内容
1.0	令和5年1月20日	初版	初版作成

※ 版数は新規制定を第1.0版とし、改訂が発生した際は第1.1版とする。

目次

1. はじめに	4
1.1. 本書の趣旨	4
1.2. 技術解説書の構成と使い方	4
2. 作業の全体像	7
2.1. オンライン請求開始に向けたスケジュール（現時点想定）	7
2.2. 主なマイルストーン	8
2.3. 「訪問看護レセプト（医療保険請求分）のオンライン請求開始に係るシステムベンダ向け技術解説書」の参考資料等一覧	8
3. 準備作業	9
3.1. レセプト作成用ソフトの改修（主にシステムベンダ）	9
3.1.1. 出力（送信）機能	9
3.1.2. 取込（受信）機能	10
3.1.3. フォーマット・UI 等改修	10
3.1.4. 既存システムへの適用	10
3.2. 導入に向けての準備（主に訪問看護事業所）	11
3.2.1. オンライン請求用端末の準備	11
3.2.2. ネットワーク環境の整備	11
3.2.2.1. 現状のネットワーク環境の確認及び構成例	13
3.2.2.2. 接続方式ごとの費用例	31
4. 導入作業	33
4.1. 環境設定	33
4.1.1. オンライン請求用端末の設定	33
4.1.2. ネットワークの設定	35
4.2. セキュリティ対策	36
4.2.1. オンライン請求システムにおけるセキュリティ対策	37
4.2.2. ネットワークにおけるセキュリティ対策	37
4.2.3. 訪問看護事業所におけるセキュリティ対策	38
4.3. オンライン請求を利用した運用に向けた準備	40
4.3.1. 運用フローの見直し	40
4.3.2. ルール等の見直し	42
4.4. 届出書類の作成・提出	43
4.5. レセプト作成用ソフトの適用	43
5. テスト作業	44
5.1. 接続試験（システムベンダ）	44
5.2. 確認試験・運用テスト（訪問看護事業所）	44
6. その他	45
6.1. 訪問看護事業所内全体のセキュリティ対策の見直し	45
6.2. オンライン請求の開始に伴う問合せ先	45
6.3. オンライン資格確認に関する参照先	45

1. はじめに

1.1. 本書の趣旨

本書では、訪問看護レセプトのオンライン請求を開始するにあたり、必要となる準備作業や導入作業について解説しています。対応内容、スケジュール等については、訪問看護事業所のシステム構成や運用方法等によって異なりますが、本書では、基本となる内容を想定した記載をしています。訪問看護事業所の実情を踏まえて、適宜読み替えをお願いします。

訪問看護レセプトのオンライン請求を開始するにあたっては、システムベンダの協力が不可欠であることから、本書の内容を理解いただき、訪問看護事業所における環境整備に先立ってレセプト作成用ソフトの改修等、必要な準備作業を実施願います。

なお、訪問看護事業所においては、令和6年4月を目途にオンライン資格確認の運用が開始される見込みです。オンライン請求とオンライン資格確認では、オンライン請求ネットワークに接続するために必要なパソコン等の端末、ネットワーク回線、電子証明書の兼用が可能ですので、両者の準備を並行して進めていただく場合には「6.3. オンライン資格確認に関する参照先」もあわせてご参照ください。

1.2. 技術解説書の構成と使い方

本書の構成は、以下のとおりです。必要に応じて、別添の『「訪問看護レセプト（医療保険請求分）のオンライン請求開始に係るシステムベンダ向け技術解説書」からの参考資料等一覧』に記載した各資料もご参照ください。

表 1.2-1 本書の構成及び概要

分類	概要
本書	訪問看護レセプトのオンライン請求を開始するにあたって、システムベンダにてシステムに実装いただきたい機能概要や、訪問看護事業所にて整備いただく設備環境等の準備及び導入作業に係る情報を整理したもの

分類	資料名	概要
別添	「訪問看護レセプト（医療保険請求分）のオンライン請求開始に係るシステムベンダ向け技術解説書」の参考資料等一覧	本書からの参照資料及び訪問看護レセプトのオンライン請求に係る資料等を一覧化して取りまとめたもの

表 1.2-2 用語の定義

用語	定義
支払基金	「社会保険診療報酬支払基金」の略称。国保中央会と共にオンライン請求システムの運用主体となる団体
国保中央会	「国民健康保険中央会」の略称。支払基金と共にオンライン請求システムの運用主体となる団体
審査支払機関	診療報酬の「審査」及び「支払」について、医療保険者等の委託を受けて実施する機関。社会保険診療報酬支払基金と 47 の国民健康保険団体連合会の総称
医療保険者等	全国健康保険協会、健康保険組合、国民健康保険組合、後期高齢者医療広域連合、市町村国保、国家公務員共済組合、地方公務員共済組合、及び日本私立学校振興・共済事業団の総称
システム利用者	オンライン請求システムを利用する訪問看護事業者、保険医療機関、保険薬局、特定健診・特定保健指導機関、医療保険者及び公的負担実施機関等並びに支払基金及び国保連合会等が本システムの利用を許可した者
システムベンダ	レセプト作成用ソフト及び医療機関・薬局のシステム（レセプトコンピュータ/医事会計システム、電子カルテシステム、調剤システム）のベンダ
レセプト作成用ソフト	本書では、医療保険請求・介護保険請求問わず、訪問看護レセプトの請求に利用することのできる既製のソフトウェアのこと
訪問看護事業所	介護保険法に基づき、都道府県知事（または政令市・中核市市長）の指定もしくはみなし指定を受け、保健師または看護師が管理者となって運営する指定訪問看護事業者。訪問看護療養費請求書等の記載要領上、指定訪問看護事業者の当該指定に係る事業所として定義され、「訪問看護ステーション」と表現されるもの
医療機関併設型訪問看護事業所	保険医療機関等の施設に併設された訪問看護事業者
オンライン請求システム	訪問看護事業所・保険医療機関・保険薬局等と審査支払機関、審査支払機関と医療保険者等を、全国規模のネットワーク回線で結び、レセプト電算処理システムにおける診療報酬等の請求データ（レセプトデータ）をオンラインで受け渡す仕組みを整備したシステム
オンライン請求ネットワーク	医科・歯科・調剤レセプトのオンライン請求で使用されている、インターネットから分離された安全性の高いネットワークで、訪問看護レセプトのオンライン請求においても使用されるネットワーク

用語	定義
オンライン請求用端末	オンライン請求ネットワークを通して審査支払機関に電子レセプトを送付する（オンライン請求を実施する）にあたり、訪問看護事業所で設置が必要となる端末
オンライン資格確認等	以下のサービスの総称 <ul style="list-style-type: none"> ・オンライン資格確認サービス ・薬剤情報閲覧サービス ・特定健診情報閲覧サービス ・レセプト振替サービス
オンライン資格確認等システム	以下のシステムの総称 <ul style="list-style-type: none"> ・オンライン資格確認システム ・薬剤情報閲覧システム ・特定健診情報閲覧システム ・レセプト振替システム
受付・事務点検処理 (ASP)	訪問看護事業所や保険医療機関等が審査支払機関の受付・点検プログラムを利用し、氏名の記入漏れ等の形式・事務的な記載誤り等をレセプト送付の前に確認・修正することを可能とするサービスのこと
接続試験	システムベンダで作成した試験用電子レセプトデータを電気通信回線を使用して審査支払機関のオンライン請求システムに送信し、レセプトデータが厚生労働大臣の定める記録条件仕様等に適合して正しく作成されているか確認を行う試験のこと
確認試験	訪問看護事業所や保険医療機関（薬局）が電子情報処理組織の使用による費用の請求が厚生労働大臣の定める方式に適合しているかどうか事前に確認する試験のこと
UI (User Interface)	レセプト作成用ソフトの利用者の直接目に触れる表示画面や機能等のこと
終端装置	光回線の場合は ONU（光回線終端装置）、ADSL の場合は ADSL モデムのこと

2. 作業の全体像

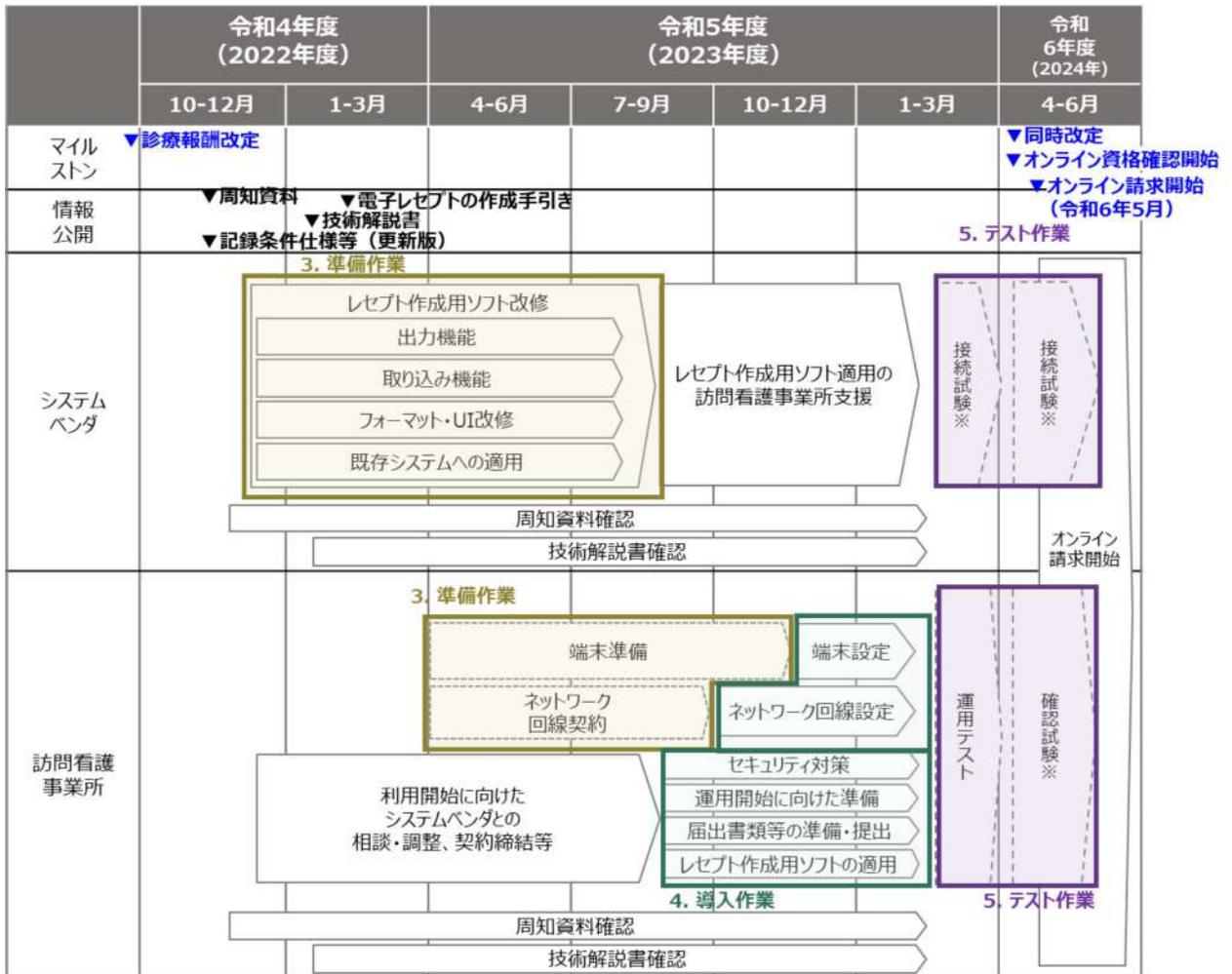
訪問看護レセプトのオンライン請求開始は令和6年5月を予定しています。訪問看護事業所における本格的な導入作業等は令和5年度からの開始を想定していますが、それに先立ち、システムベンダの皆様には既存システムの改修（準備作業）を実施いただく必要があります。

現時点の想定スケジュールは以下のとおりです。

2.1. オンライン請求開始に向けたスケジュール（現時点想定）

下図の「3. 準備作業」は本書の第3章、「4. 導入作業」は第4章、「5. テスト作業」は第5章に詳細を記載しています。

図 2.1 オンライン請求開始に向けたスケジュール（現時点想定）



※ 接続試験・確認試験の具体的な実施方法等については、詳細が決まり次第情報を更新予定。

2.2. 主なマイルストーン

訪問看護レセプトのオンライン請求開始に向けた主なマイルストーンは下表の通りです。

表 2.2 主なマイルストーン

項番	マイルストーン	時期（予定）
1	医療機関・薬局等でのオンライン資格確認の原則義務化	令和5年4月
2	診療報酬・介護報酬改定	令和6年4月
3	訪問看護のオンライン資格確認開始	令和6年4月
4	訪問看護療養費レセプトのオンライン請求開始	令和6年5月

2.3. 「訪問看護レセプト（医療保険請求分）のオンライン請求開始に係るシステムベンダ向け技術解説書」の参考資料等一覧

本書からの参照資料及び訪問看護レセプトのオンライン請求に係る資料等は、別添『「訪問看護レセプト（医療保険請求分）のオンライン請求開始に係るシステムベンダ向け技術解説書」の参考資料等一覧』に取りまとめているのでご確認ください。なお、各種情報の掲載場所や公開時期等、現時点において「調整中」と記載している内容については、今後随時情報を更新していく予定です。

3. 準備作業

3.1. レセプト作成用ソフトの改修（主にシステムベンダ）

訪問看護レセプトのオンライン請求を行うためには、定められた様式で作成された電子レセプトデータを、オンライン請求システムに接続して審査支払機関に送信するとともに、審査結果に係るデータ等をオンライン請求システムから取り込む必要があります。訪問看護事業所でこれらの作業を行うにあたり、システムベンダにて改修が必要と想定される内容※を記載します。

※ レセプト作成用ソフトごと又は訪問看護事業所ごとにシステム仕様や導入機能等が異なると想定されることから、代表的な連携パターンを前提とした場合に想定される一例を記載します。

記載している改修内容以外の機能についても、訪問看護事業所のニーズを踏まえ、システムベンダにて改修の必要性をご検討ください。

3.1.1. 出力（送信）機能

電子レセプトのデータをオンライン請求システムで送信するために、診療報酬情報提供サービス上に掲載※されている、「記録条件仕様案」に準拠した電子レセプトを作成・保存するための機能の整備が必要となります。

※ オンラインによる請求に係る標準仕様案（訪問看護用）、出力紙レセプト様式案、訪問看護療養費マスターを含む基本マスターも診療報酬情報提供サービス上に公表しています。必要に応じてこれらの資料も参照の上、機能改修を実施してください。診療報酬情報提供サービス上に公表中の文書一式は、現時点の暫定版となっており、今後変更が発生する可能性があります。変更が生じた場合には資料を更新しますので、適宜ご確認ください。

【記録条件仕様案（訪問看護）】

- ・ 「オンラインによる請求に係る記録条件仕様案（訪問看護用）」
- ・ 「レセ電コード情報ファイル記録条件仕様案（訪問看護用）」
- ・ 「オンラインによる一次請求返戻ファイル及び再審査等返戻ファイル並びに再請求ファイルに係る記録条件仕様案（訪問看護用）」

3.1.2. 取込（受信）機能

オンライン請求システムで受領した返戻レセプトデータ等の取込を行う機能の整備が必要となります。「3.1.1. 出力（送信）機能」に記載した記録条件仕様案を参照の上、ご対応ください。なお、令和6年5月のオンライン請求開始時点では、審査支払機関から訪問看護事業所への返戻及び返戻再請求はオンライン化されますが、保険者からの再審査請求は紙運用が継続されます。

参考資料として、審査支払機関と保険者間の仕様である別添『「訪問看護レセプト（医療保険請求分）のオンライン請求開始に係るシステムベンダ向け技術解説書」の参考資料等一覧』内の「レセ電コード情報ファイル記録条件仕様案（訪問看護用）」も必要に応じてご参照ください。

また、審査結果に係るデータの一覧及び形式については別添『「訪問看護レセプト（医療保険請求分）のオンライン請求開始に係るシステムベンダ向け技術解説書」の参考資料等一覧』内に記載の「印刷対象帳票・CSV 作成対象ファイル＜訪問看護用＞」を作成し、公開する予定です。掲載場所や掲載時期については、別途お知らせします。

3.1.3. フォーマット・UI 等改修

「3.1.1. 出力（送信）機能」及び「3.1.2. 取込（受信）機能」の改修等により発生するユーザ側の運用変更等の負荷が最小限とできるよう、状況に応じてユーザの利便性を踏まえたフォーマットやUI等の修正を行ってください。

3.1.4. 既存システムへの適用

既存システムに「3.1.1. 出力（送信）機能～3.1.3. フォーマット・UI 等改修」の機能改修を適用してください。また、既存機能として、オンライン請求機能（当月請求機能、返戻再請求機能、請求や入金に関わる集計機能）、審査結果取り込み機能、管理機能等が備わっている場合には、当該機能を使用可能な状態に設定変更を行う、レセプト作成用ソフト利用者に対し当該機能の操作方法を周知する等、適宜ご対応ください。

3.2. 導入に向けての準備（主に訪問看護事業所）

3.2.1. オンライン請求用端末の準備

訪問看護レセプトのオンライン請求を行うためには、別添『「訪問看護レセプト（医療保険請求分）のオンライン請求開始に係るシステムベンダ向け技術解説書」の参考資料等一覧』内の「端末動作環境（訪問看護）」に記載された仕様を満たしたオンライン請求用の端末を準備いただく必要があります。

オンライン請求用端末を新規で導入[※]する場合、オンライン資格確認と兼用する前提であれば、オンライン資格確認の補助対象とできるよう、調整を進めています。オンライン請求とオンライン資格確認で端末を兼用する場合には、オンライン資格確認の技術解説書もご参照いただきたく、本資料の「6.3. オンライン資格確認に関する参照先」をご確認ください。

- ※ 端末の新規購入とあわせて、購入した端末用に訪問看護（医療保険分）の電子証明書の発行が必要です。なお、同一端末でオンライン資格確認を実施する場合は電子証明書の共通化が可能です。

3.2.2. ネットワーク環境の整備

訪問看護レセプトのオンライン請求は、医科等のレセプトと同様にオンライン請求ネットワークを利用して行います。

オンライン請求ネットワークに接続するためには、ネットワーク回線が必要です。オンライン請求システムへの接続方式として、閉域網を使用する IP-VPN^{※1} 接続方式と、インターネット回線を利用する IPsec+IKE^{※2} 接続方式の2種類が存在します。どちらの接続方式を選択するかは、現在の訪問看護事業所のネットワーク環境等に応じてご検討ください。

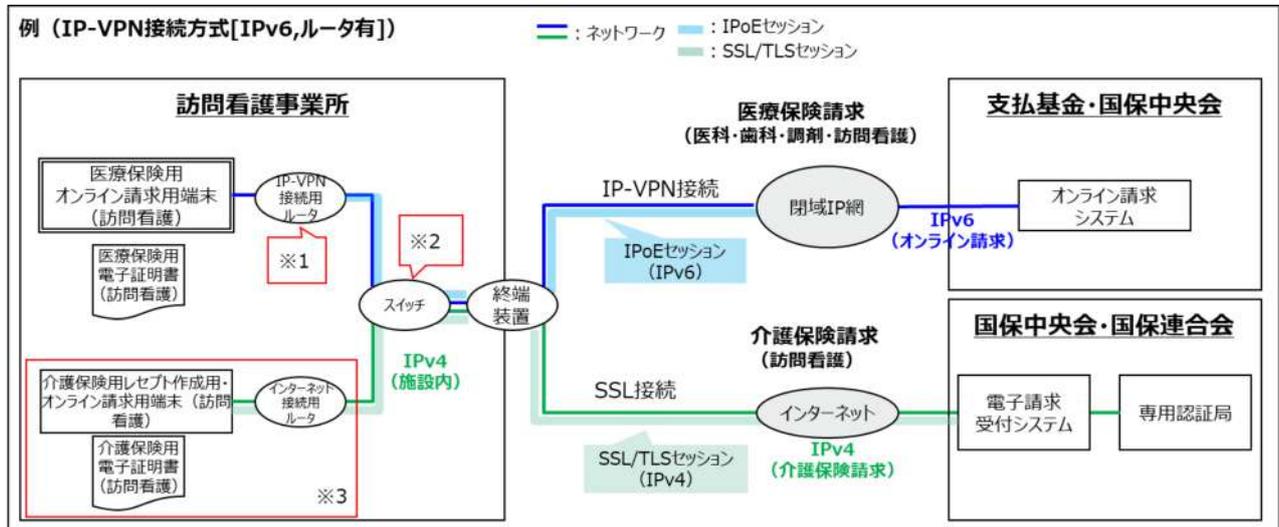
また、医療機関・薬局における現状のオンライン請求ネットワークへの接続方式には、ISDN のダイヤルアップ接続方式が含まれていますが、令和 6 年 1 月のサービス停止が決定していますので、訪問看護事業所においては、IP-VPN 接続方式もしくは IPsec+IKE 接続方式での準備をお願いします。

オンライン請求とオンライン資格確認でネットワーク回線を兼用する場合も、上記の想定でご準備いただく必要があります。ネットワーク連携の考え方については、オンライン資格確認の技術解説書（本資料「6.3. オンライン資格確認に関する参照先」記載の URL を参照）もご確認ください。

- ※1 ネットワーク回線事業者が自社で構築している回線網（閉域 IP 網）を利用し、一時的に医療機関・薬局等と審査支払機関の間をあたかも専用線の様に接続する方式のこと。
- ※2 インターネット網に暗号化した通信経路（IPsec+IKE）を作り、その中を通ること

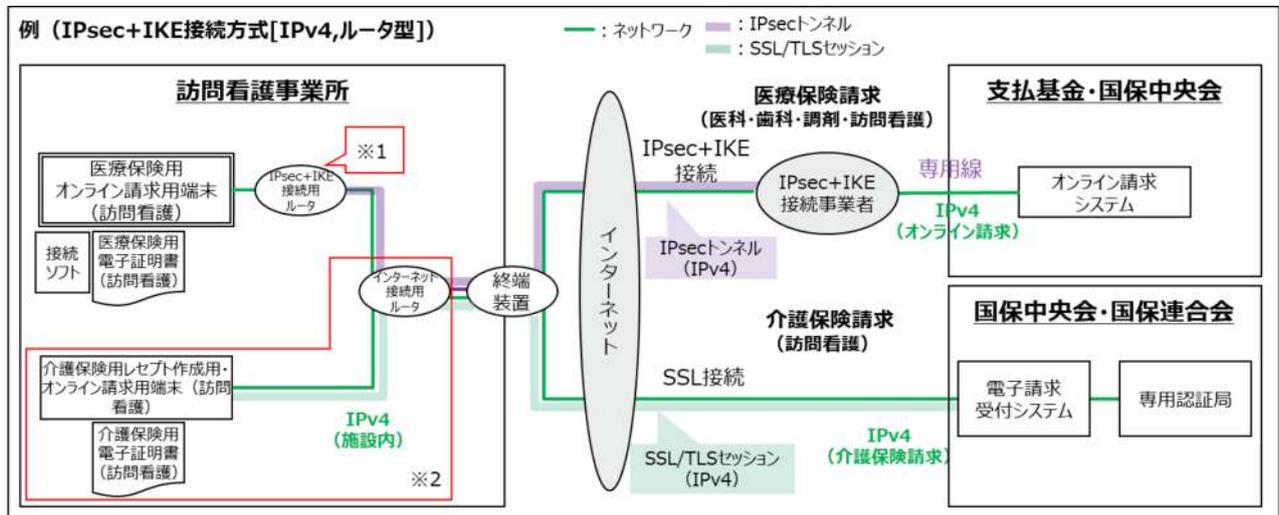
でデータを安全に送付する方式のこと。インターネット経由でオンライン請求を行うには、プロバイダ（ISP）の他に IPsec+IKE サービス提供事業者と契約する必要があります。

図 3.2.2-1 オンライン請求ネットワークへの接続方式（IP-VPN 接続方式）



- ※1：ステートフルインスペクション機能の有効化、オンライン請求のセキュリティ対策に加え、外部ネットワークからのアクセスが制限されていることを確認
- ※2：IP-VPN接続とインターネット接続を分離
- ※3：厚生労働省の医療情報システムの安全管理に関するガイドライン 第5.2版に沿ったセキュリティ対策が必要

図 3.2.2-2 オンライン請求ネットワークへの接続方式（IPsec+IKE 接続方式）



- ※1：IPsecを構成するルータにおいて外部ネットワークからのアクセスが制限されていることを確認
- ※2：厚生労働省の医療情報システムの安全管理に関するガイドライン 第5.2版に沿ったセキュリティ対策が必要

3.2.2.1. 現状のネットワーク環境の確認及び構成例

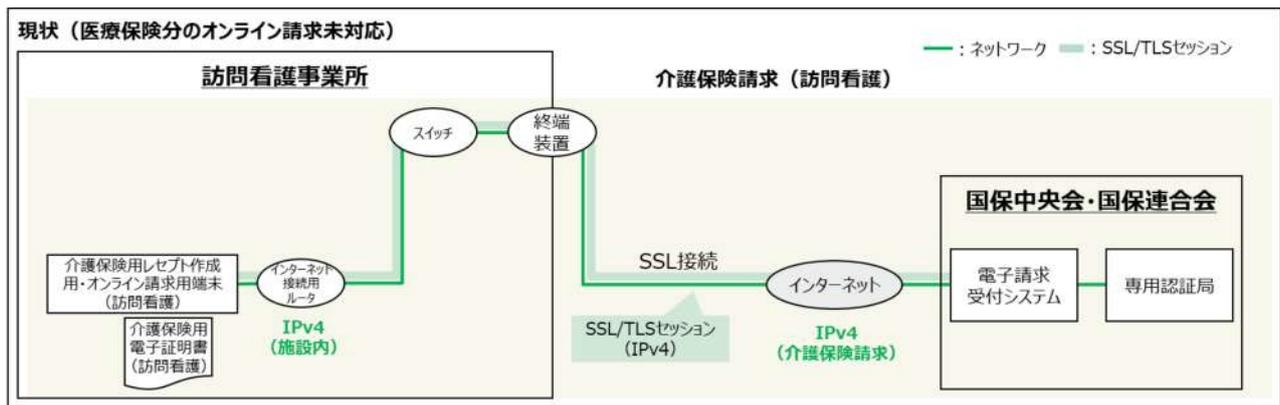
オンライン請求接続用ネットワーク回線の準備にあたって必要な作業等について、『自施設のネットワーク回線を使用する場合（新規でネットワーク回線を敷設する場合を含む）』と『併設医療機関のネットワーク回線を活用する場合*』に分けて整理しています。各訪問看護事業所の実情に応じて、ネットワーク回線の新規契約や契約の見直し、新たに必要となるネットワーク機器の準備等を行ってください。

※ 併設医療機関で診療報酬等のオンライン請求を実施している場合においては、併設医療機関のネットワーク回線の活用が可能と想定されます。

(1) 自施設のネットワーク回線を利用する場合

インターネット接続環境がある（介護保険請求をオンラインで実施している）訪問看護事業所における現状は、概ね以下のとおりと想定しています。

図 3.2.2.1-1 訪問看護事業所の現状の構成例（代表的な例）



現在、別添『「訪問看護レセプト（医療保険請求分）のオンライン請求開始に係るシステムベンダ向け技術解説書』の参考資料等一覧』内の「【参考】オンライン請求システム及びオンライン資格確認等システム接続可能回線・事業者一覧表」に記載されている IP-VPN 接続可能回線（IP-VPN 接続方式）を使用している場合は、訪問看護レセプトのオンライン請求開始にあたって新規でのネットワーク回線契約が不要となる場合があります。

現在利用している IP-VPN 接続可能回線（IP-VPN 接続方式）によるオンライン請求及びオンライン資格確認可否については、別添『「訪問看護レセプト（医療保険請求分）のオンライン請求開始に係るシステムベンダ向け技術解説書』の参考資料等一覧』内の「【参考】オンライン請求システム及びオンライン資格確認等システム接続可能回線・事業者一覧表」をご参照いただくか、現在のネットワーク回線事業者にお問合せの上、対応をご検討ください。

既にインターネット接続環境があれば、それが上述の IP-VPN 接続可能回線（IP-VPN 接続方式）でない場合でも、IPsec+IKE 接続方式の準備をすることでオンライン請求が可能となります。IPsec+IKE 接続方式については、ルータ型とルータ型以外に分けて後述します。

また、ネットワーク回線の新規敷設を行う場合も、導入するネットワーク回線の接続方式（下記参照）によって、訪問看護事業所で必要な準備等が異なります。次頁以降、ネットワーク回線の接続方式の種類に応じて、オンライン請求を行う場合の構成例を記載していますので、別添『「訪問看護レセプト（医療保険請求分）のオンライン請求開始に係るシステムベンダ向け技術解説書」の参考資料等一覧』内の「【参考】オンライン請求システム及びオンライン資格確認等システム接続可能回線・事業者一覧表」に記載の事業者にもご相談いただきながら、必要な準備を実施いただくようお願いいたします。

オンライン請求とオンライン資格確認の準備を並行して進める場合にはオンライン資格確認の技術解説書もご確認いただきたく、「6.3. オンライン資格確認に関する参照先」についてもご参照ください。

図 3.2.2.1-2 ネットワーク回線の接続方式の種類

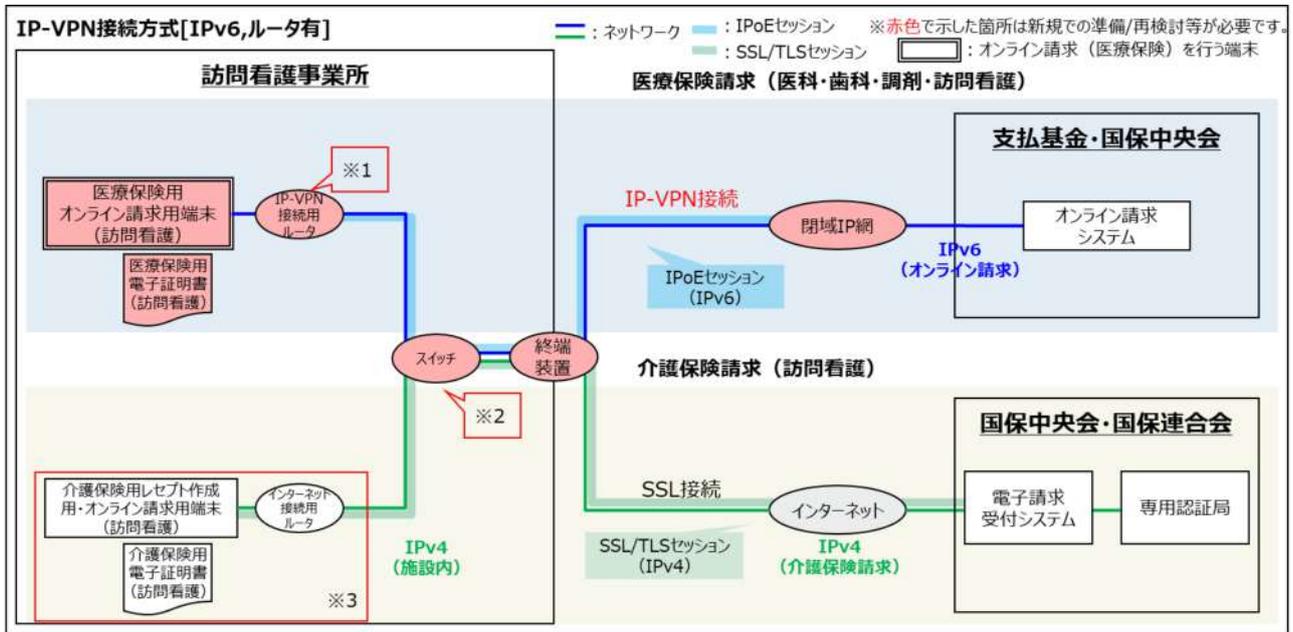
<p>① IP-VPN接続方式</p> <ol style="list-style-type: none">1. IPv6対応、ルータ有※2. IPv6対応、ルータ無※3. IPv4対応	<p>② IPsec+IKE接続方式</p> <ol style="list-style-type: none">1. IPv4対応、ルータ型2. IPv4対応、ルータ型以外
--	---

※この場合のルータとは、IP-VPN 接続用ルータを指す

① -1 IP-VPN 接続方式 (IPv6 対応、IP-VPN 接続用ルータ有) の場合

IP-VPN 接続方式 (IPv6 対応、IP-VPN 接続用ルータ有) の場合に想定される基本的な構成例を下記に示しています。

図 3.2.2.1-3 オンライン請求開始後の構成例

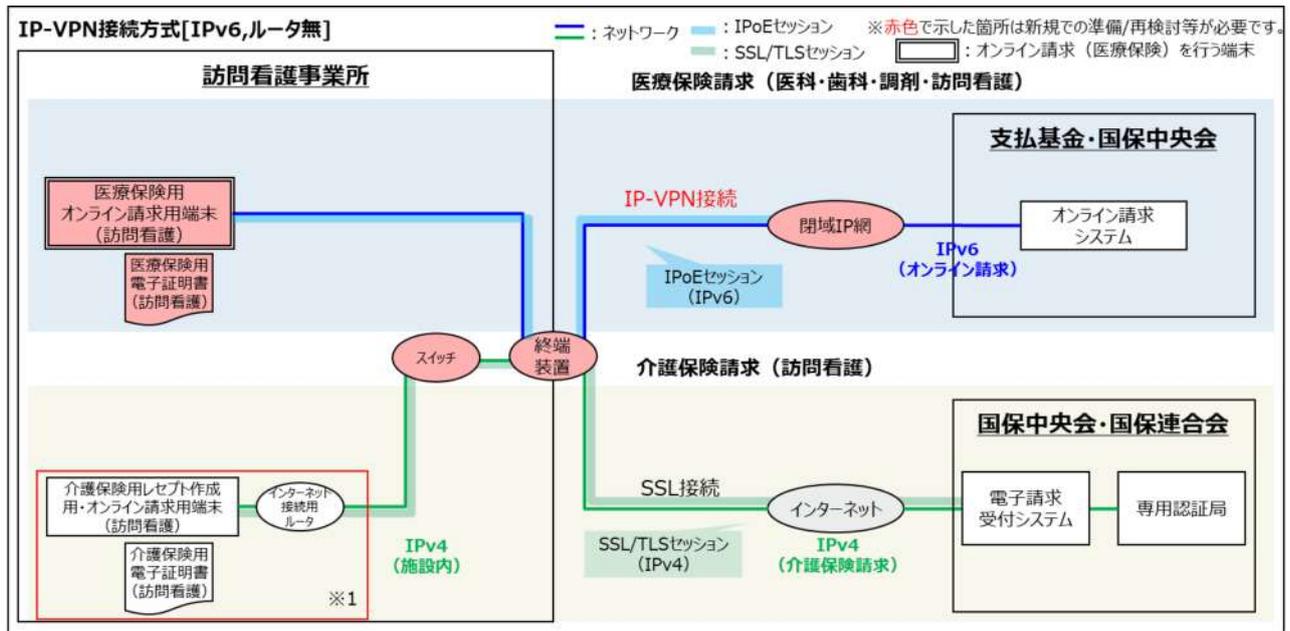


※1 : ステートフルインスペクション機能の有効化、オンライン請求のセキュリティ対策に加え、外部ネットワークからのアクセスが制限されていることを確認
 ※2 : IP-VPN接続とインターネット接続を分離
 ※3 : 厚生労働省の医療情報システムの安全管理に関する医療情報システムの安全管理に関するガイドライン 第 5.2 版に沿ったセキュリティ対策

① -2 IP-VPN 接続方式 (IPv6 対応、IP-VPN 接続用ルータ無) の場合

IPv6 対応の IP-VPN 接続方式でオンライン請求を実施する場合、IP-VPN 接続用ルータを使用せず、光回線の回線終端装置 (ONU) の LAN ポートに直接オンライン請求用端末 (PC) を接続する対応も可能です。その場合の基本的な構成例を下記に示しています。

図 3.2.2.1-4 オンライン請求開始後の構成例



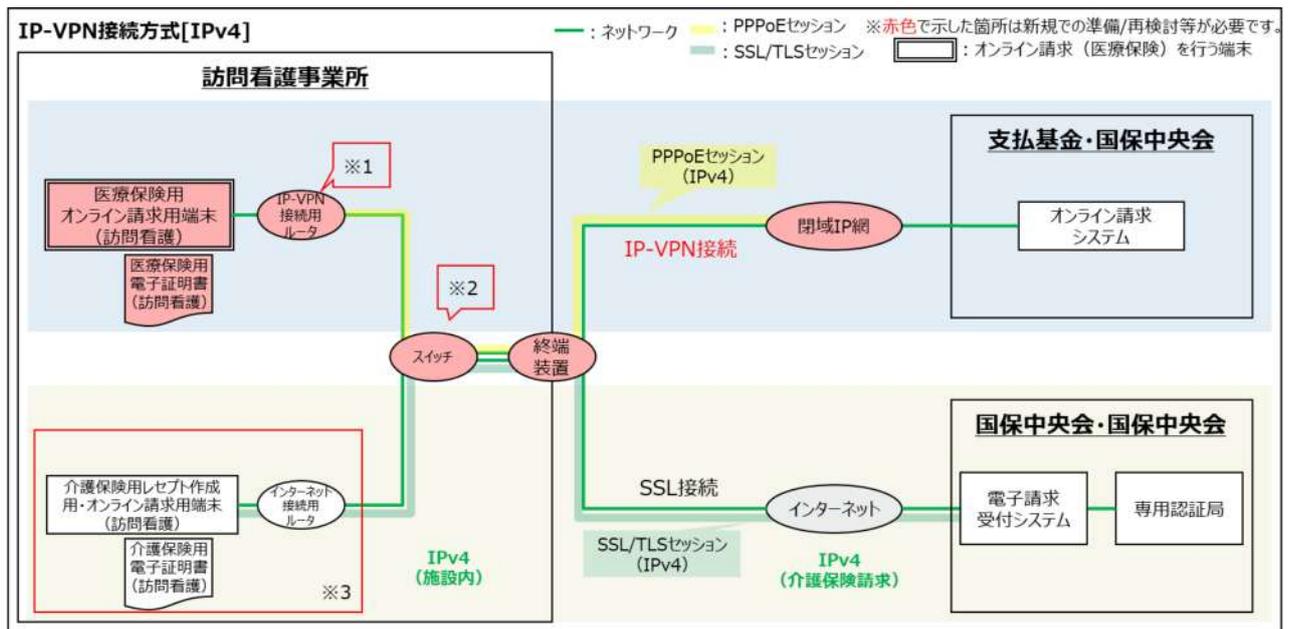
※1：厚生労働省の医療情報システムの安全管理に関する医療情報システムの安全管理に関するガイドライン 第 5.2 版に沿ったセキュリティ対策

① -3 IP-VPN 接続方式 (IPv4 対応) の場合

施設の状況等により、IPv4 対応の回線を利用いただく場合に想定される構成例を下記にお示ししています。

現在、既に IP-VPN 接続方式のネットワーク回線を敷設している場合も同様に、当該回線がオンライン請求及びオンライン資格確認への接続が可能かどうか改めて確認の上、新規に必要な機器等を含め、現在のネットワーク回線事業者にご相談ください。

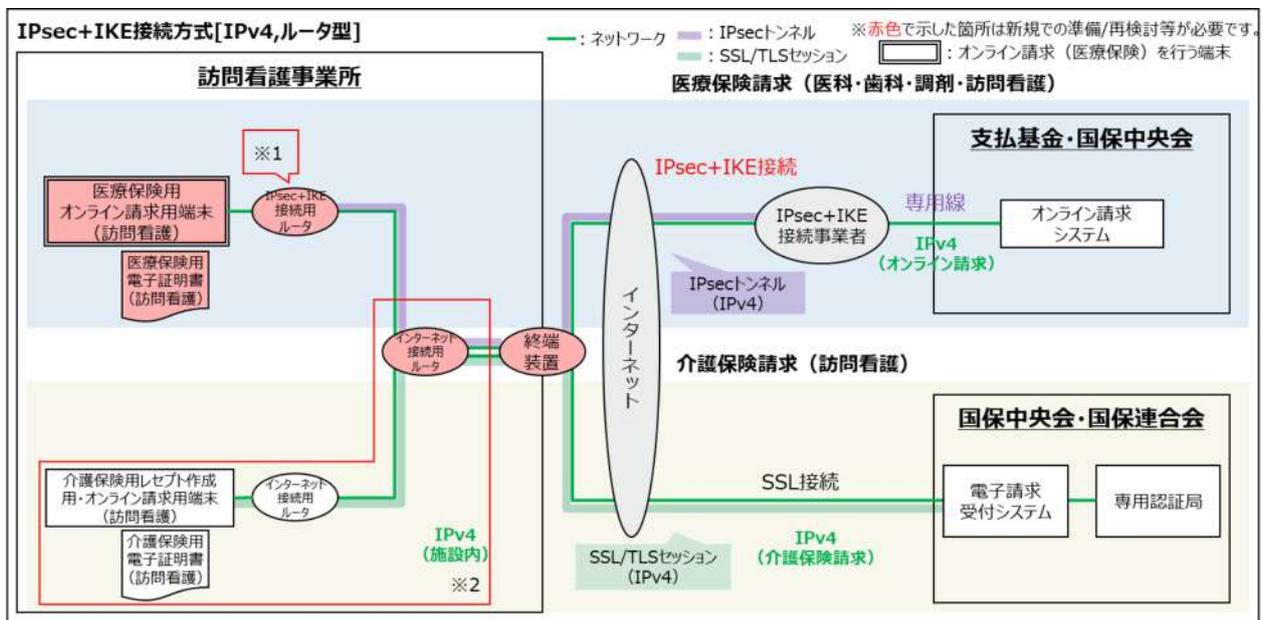
図 3.2.2.1-5 オンライン請求開始後の構成例



② -1 IPsec+IKE 接続方式 (IPv4 対応、ルータ型) の場合

IPsec+IKE 接続方式 (ルータ型) の場合に想定される基本的な構成例を下記に示しています。現在インターネットへの接続環境がある場合、ネットワーク回線の新規敷設は不要ですが、オンライン請求システムに接続するためには IPsec+IKE 接続事業者との契約が必要となります。詳細は別添『「訪問看護レセプト (医療保険請求分) のオンライン請求開始に係るシステムベンダ向け技術解説書」の参考資料等一覧』内の「【参考】オンライン請求システム及びオンライン資格確認等システム接続可能回線・事業者一覧表」に記載の事業者にお問合せください。

図 3.2.2.1-6 オンライン請求開始後の構成例

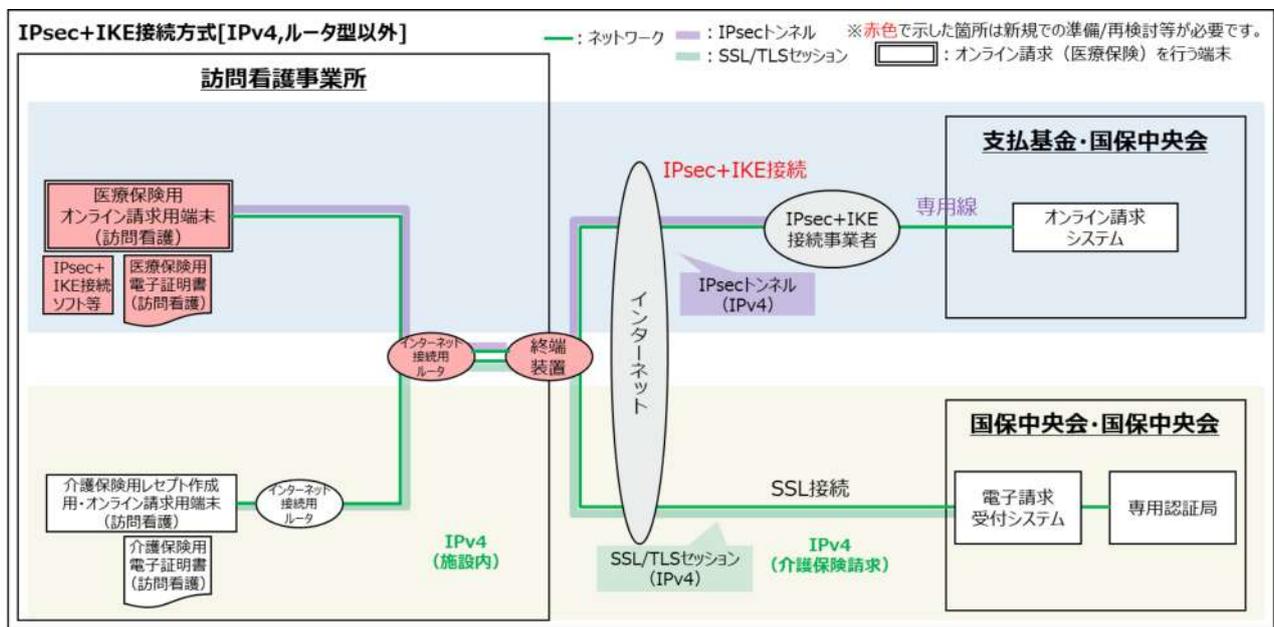


※1: IPsecを構成するルータにおいて外部ネットワークからのアクセスが制限されていることを確認
 ※2: 厚生労働省の医療情報システムの安全管理に関するガイドライン 第 5.2 版に沿ったセキュリティ対策

② -2 IPsec+IKE 接続方式 (IPv4 対応、ルータ型以外) の場合

IPsec+IKE 接続方式 (ルータ型以外) の場合に想定される基本的な構成例を下記に示します。現在インターネットへの接続環境がある場合、ネットワーク回線の新規敷設は不要ですが、オンライン請求システムに接続するためには IPsec+IKE 接続事業者との契約が必要となります。詳細は別添『「訪問看護レセプト (医療保険請求分) のオンライン請求開始に係るシステムベンダ向け技術解説書」の参考資料等一覧』内の「【参考】オンライン請求システム及びオンライン資格確認等システム接続可能回線・事業者一覧表」に記載の事業者にお問合せください。

図 3.2.2.1-7 オンライン請求開始後の構成例



※1：厚生労働省の医療情報システムの安全管理に関するガイドライン 第5.2版に沿ったセキュリティ対策
 ※2：ステートフルインスペクション機能の有効化、内部ネットワークからは特定の接続先のみアクセスできるよう通信許可設定を実施し、不正な外部への接続を制限

(2) 併設医療機関のネットワーク回線を活用する場合

併設医療機関において、医科等レセプトのオンライン請求が実施されている訪問看護事業所においては、併設医療機関のネットワーク回線を利用した訪問看護レセプトのオンライン請求が可能と想定されます。

併設医療機関で導入しているネットワーク回線の接続方式（下記参照）に応じて、訪問看護事業所で必要な準備や契約の更新等が異なります。まずは併設医療機関の状況をご確認ください。

図 3.2.2.1-8 ネットワーク回線の接続方式の種類

<p>① IP-VPN接続方式</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. IPv6対応、ルータ有※ 2. IPv6対応、ルータ無※ 3. IPv4対応 	<p>② IPsec+IKE接続方式</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. IPv4対応、ルータ型 2. IPv4対応、ルータ型以外
--	--

※この場合のルータとは、IP-VPN 接続用ルータを指す

次頁以降、併設医療機関におけるネットワーク回線の接続方式の種類に応じて、併設医療機関及び訪問看護事業所において想定される現状の構成例と、併設医療機関のネットワーク回線を利用してオンライン請求を行う場合の構成例を記載しています。

なお、端末については、医科・歯科等でオンライン請求に使用している端末を利用する方法と、訪問看護（医療保険分）のオンライン請求用として新規で端末を導入いただく方法があります。

訪問看護（医療保険分）のオンライン請求を医科・歯科等のオンライン請求用端末で実施する場合、端末の新規購入は不要です。ただし、訪問看護（医療保険分）の電子証明書を医科・歯科等のオンライン請求用端末に設定する必要があります。

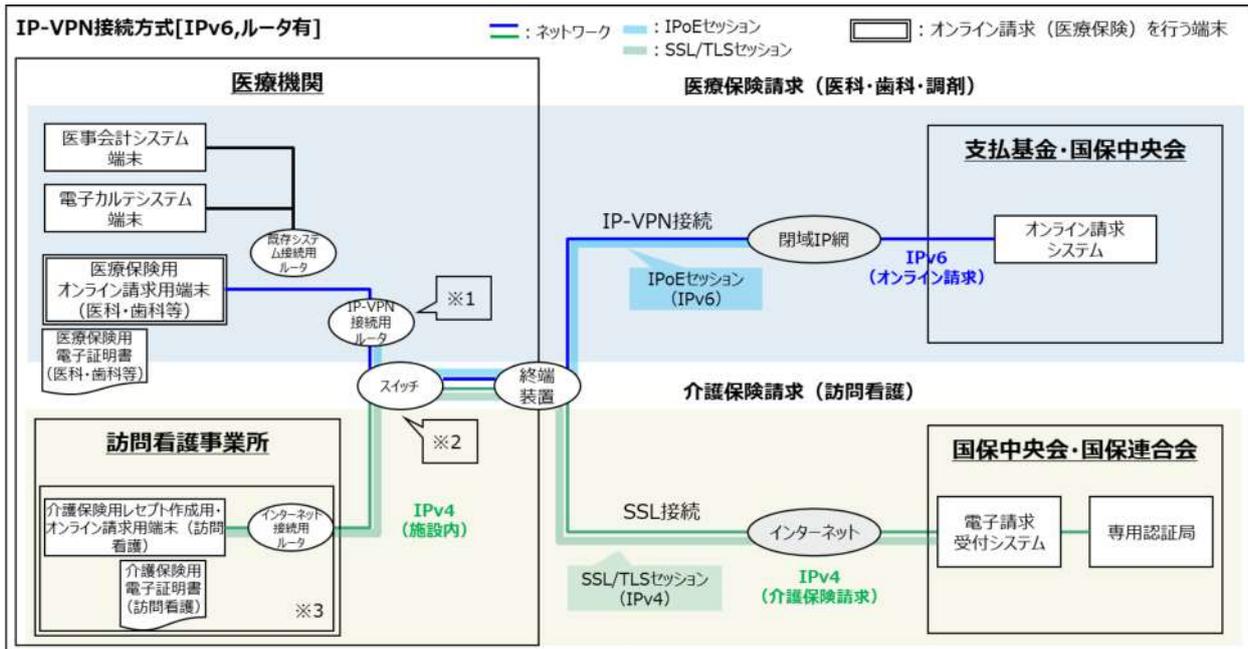
端末を新規購入する場合、購入した端末用に訪問看護（医療保険分）の電子証明書の発行が必要です。

オンライン請求とオンライン資格確認の準備を並行して進める場合にはオンライン資格確認の技術解説書もご確認ください。また、「6.3. オンライン資格確認に関する参照先」についてもご参照ください。

① -1 IP-VPN 接続方式 (IPv6 対応、IP-VPN 接続用ルータ有) の場合

併設医療機関において、医科等レセプトのオンライン請求を IP-VPN 接続方式 (IPv6 対応、ルータ有) で実施している訪問看護事業所の現状は、概ね以下のとおりと想定しています。

図 3.2.2.1-9 現状の構成例：IP-VPN 接続方式 (IPv6 対応、ルータ有) の場合



現状を踏まえ、IP-VPN 接続方式 (IPv6 対応、IP-VPN 接続用ルータ有) の場合に想定される基本的な構成例として、医科・歯科等のオンライン請求用端末を利用するケースと訪問看護のオンライン請求用端末を新設するケースに分類し、次頁に示しています (医事会計システム端末と電子カルテシステム端末は割愛)。

図 3.2.2.1-10 オンライン請求開始後の構成例
(医科・歯科等のオンライン請求用端末を利用する場合)

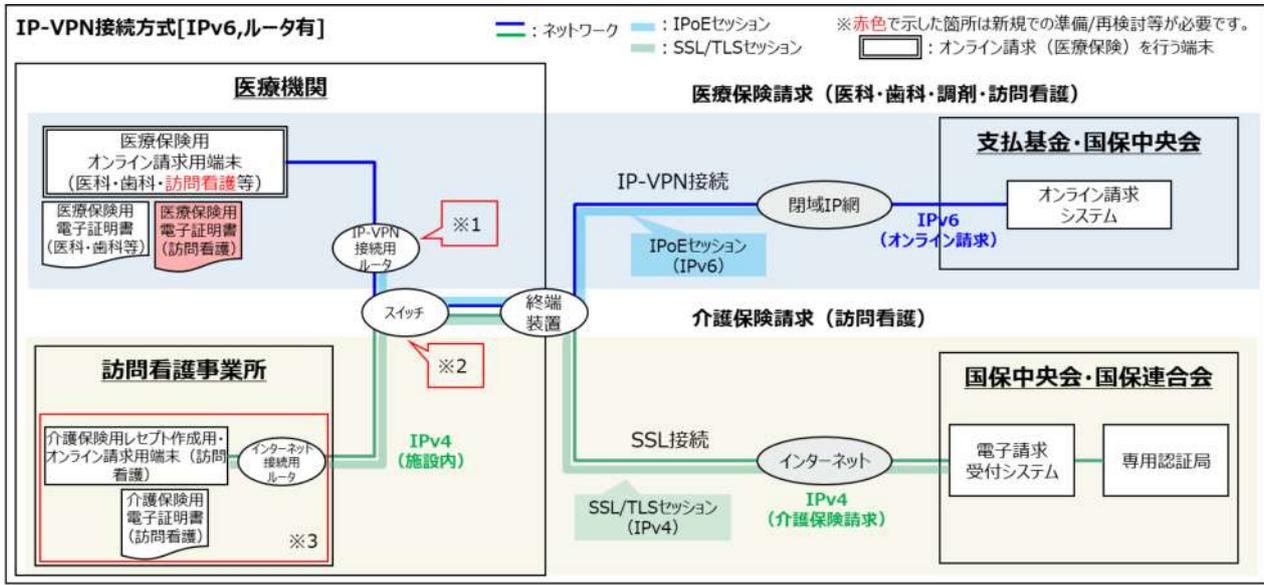
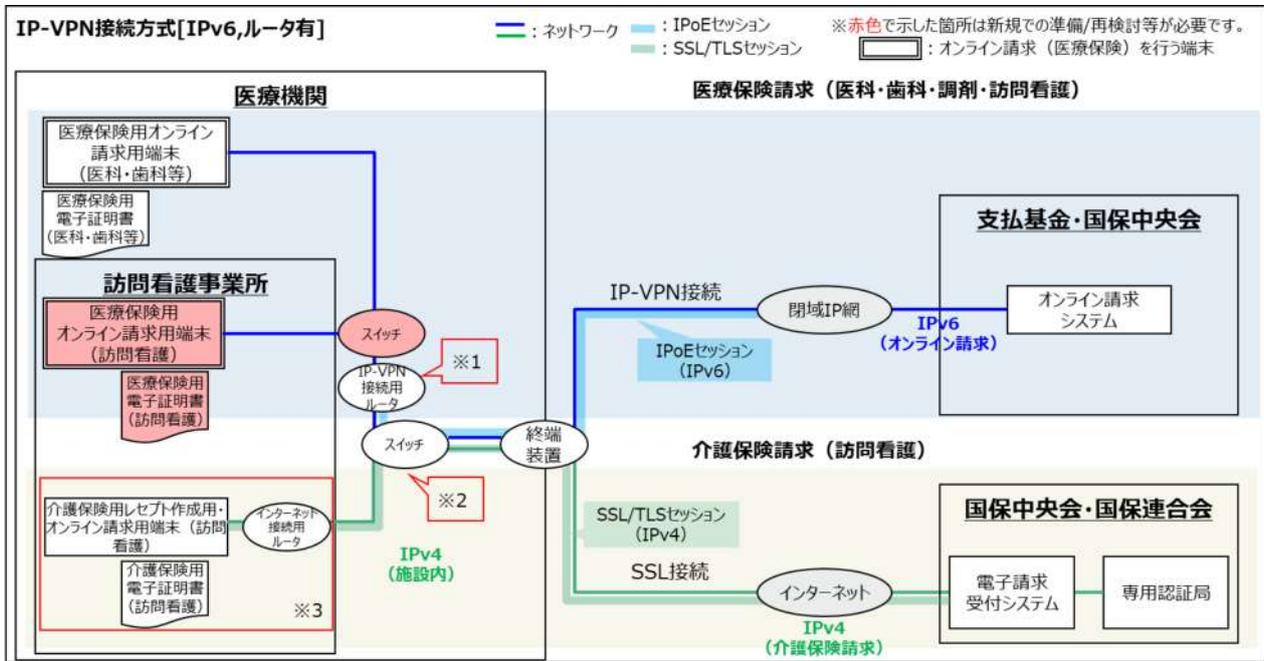


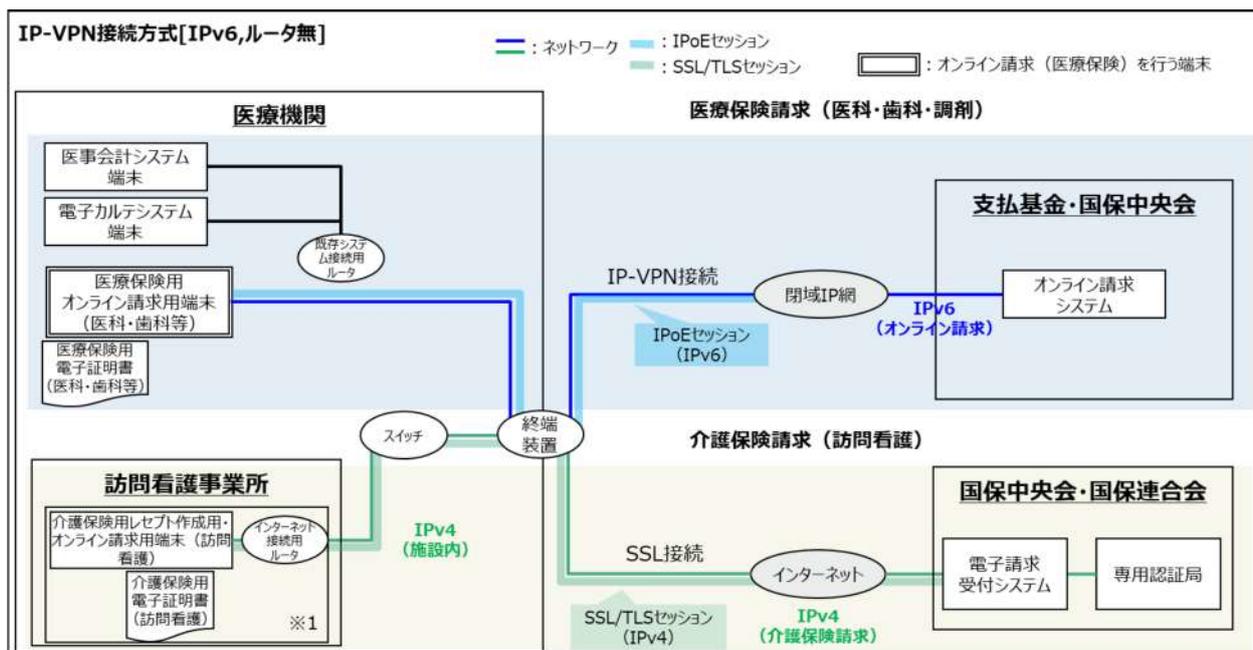
図 3.2.2.1-11 オンライン請求開始後の構成例
(訪問看護のオンライン請求用端末を新設する場合)



① -2 IP-VPN 接続方式 (IPv6 対応、ルータ無) の場合

併設医療機関において、医科等レセプトのオンライン請求を IP-VPN 接続方式 (IPv6 対応、IP-VPN 接続用ルータ無) で実施している訪問看護事業所の現状は、概ね以下のとおりと想定しています。

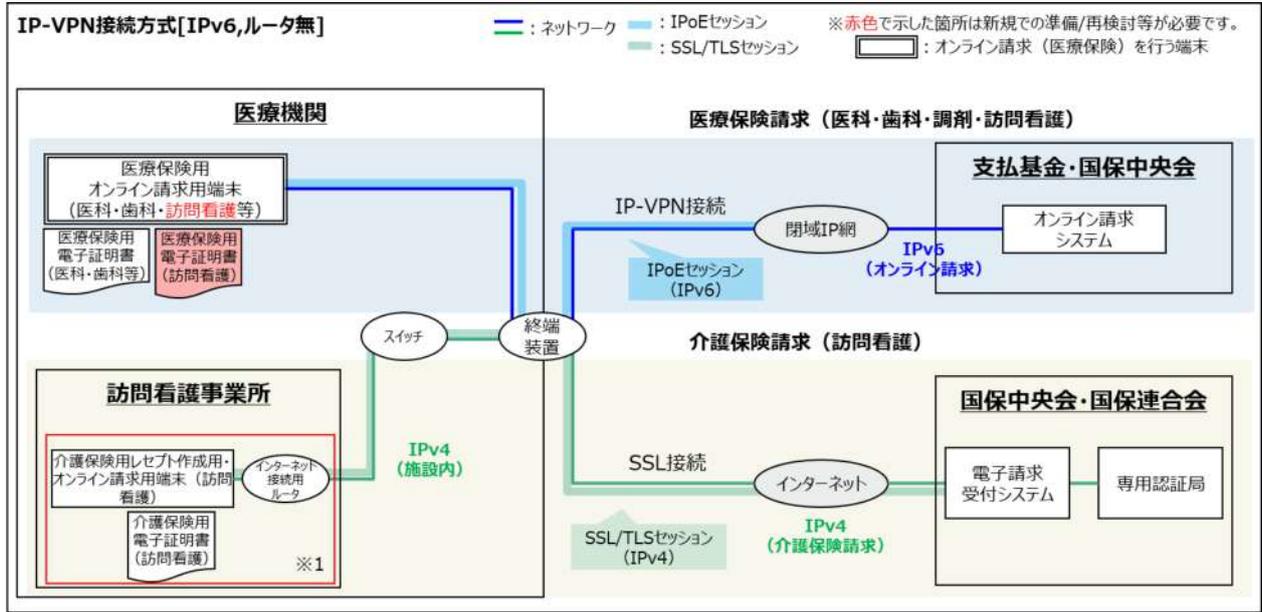
図 3.2.2.1-12 現状の構成例：IP-VPN 接続方式 (IPv6 対応、IP-VPN 接続用ルータ無) の場合



※1：厚生労働省の医療情報システムの安全管理に関するガイドライン 第5.2版に沿ったセキュリティ対策

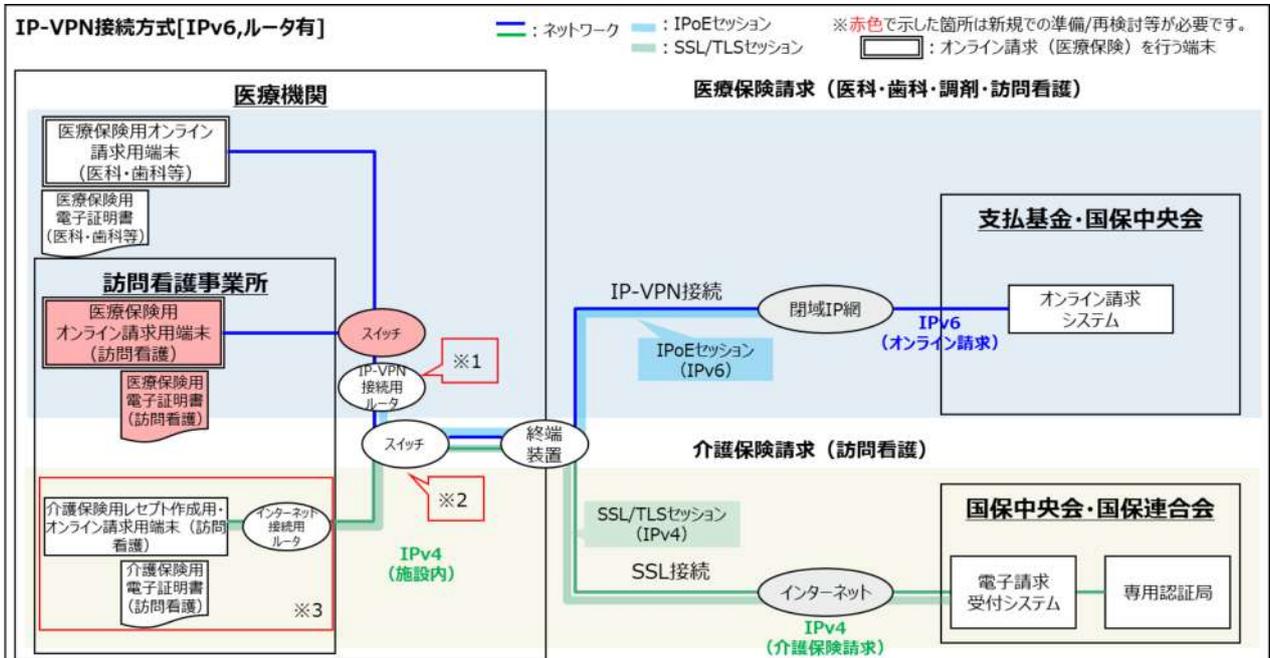
現状を踏まえ、IP-VPN 接続方式 (IPv6 対応、IP-VPN 接続用ルータ無) の場合に想定される基本的な構成例として、医科・歯科等のオンライン請求用端末を利用するケースと訪問看護のオンライン請求用端末を新設するケースに分類し、次頁に示しています (医事会計システム端末と電子カルテシステム端末は割愛)。

図 3.2.2.1-13 オンライン請求開始後の構成例
(医科・歯科等のオンライン請求用端末を利用する場合)



※1: 厚生労働省の医療情報システムの安全管理に関するガイドライン 第5.2版に沿ったセキュリティ対策

図 3.2.2.1-14 オンライン請求開始後の構成例
(訪問看護のオンライン請求用端末を新設する場合)

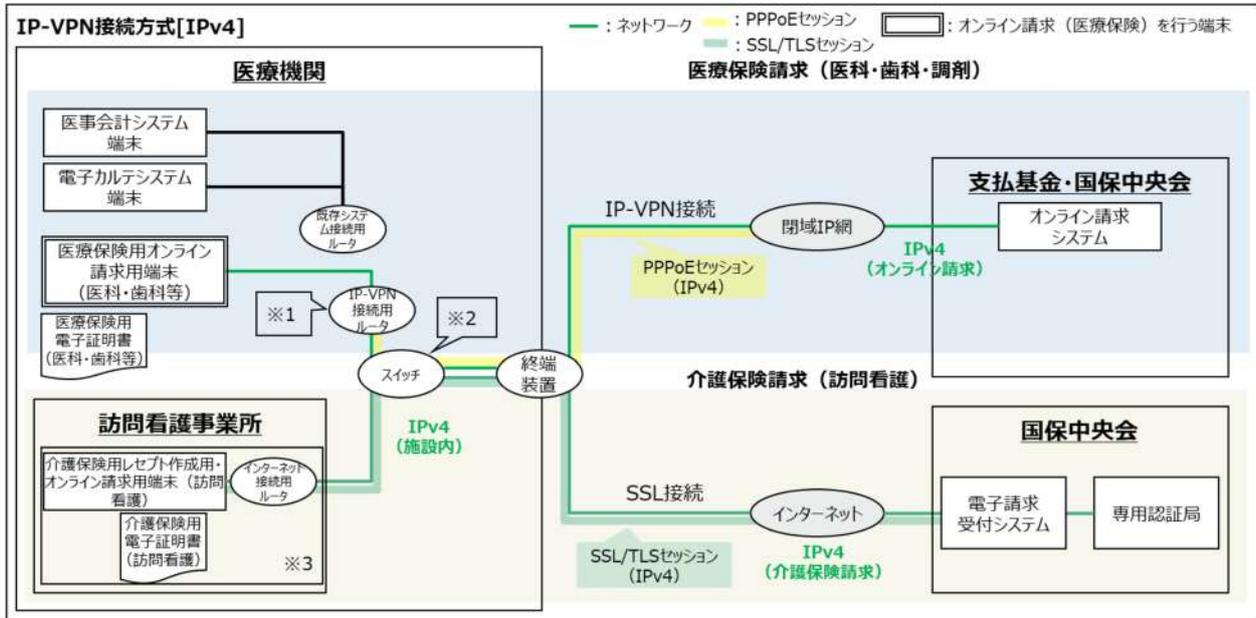


※1: ステートフルインスペクション機能の有効化、オンライン請求のセキュリティ対策に加え、外部ネットワークからのアクセスが制限されていることを確認
 ※2: IP-VPN接続とインターネット接続を分離
 ※3: 厚生労働省の医療情報システムの安全管理に関するガイドライン 第5.2版に沿ったセキュリティ対策

① -3 IP-VPN 接続方式 (IPv4 対応) の場合

併設医療機関において、医科等レセプトのオンライン請求を IP-VPN 接続方式 (IPv4 対応) で実施している訪問看護事業所の現状は、概ね以下のとおりと想定しています。

図 3.2.2.1-15 現状の構成例：IP-VPN 接続方式 (IPv4 対応) の場合



※1：ステートフルインスペクション機能の有効化、オンライン請求のセキュリティ対策に加え、外部ネットワークからのアクセスが制限されていることを確認
 ※2：IP-VPN接続とインターネット接続を分離
 ※3：厚生労働省の医療情報システムの安全管理に関するガイドライン 第5.2 版に沿ったセキュリティ対策

現状を踏まえ、IP-VPN 接続方式 (IPv4 対応) の場合に想定される基本的な構成例として、医科・歯科等のオンライン請求用端末を利用するケースと訪問看護のオンライン請求用端末を新設するケースに分類し、次頁に示しています (医事会計システム端末と電子カルテシステム端末は割愛)。

併設医療機関のネットワーク回線事業者にもご相談の上、訪問看護事業所で利用するネットワーク回線についてご検討ください。

図 3.2.2.1-16 オンライン請求開始後の構成例
(医科・歯科等のオンライン請求用端末を利用する場合)

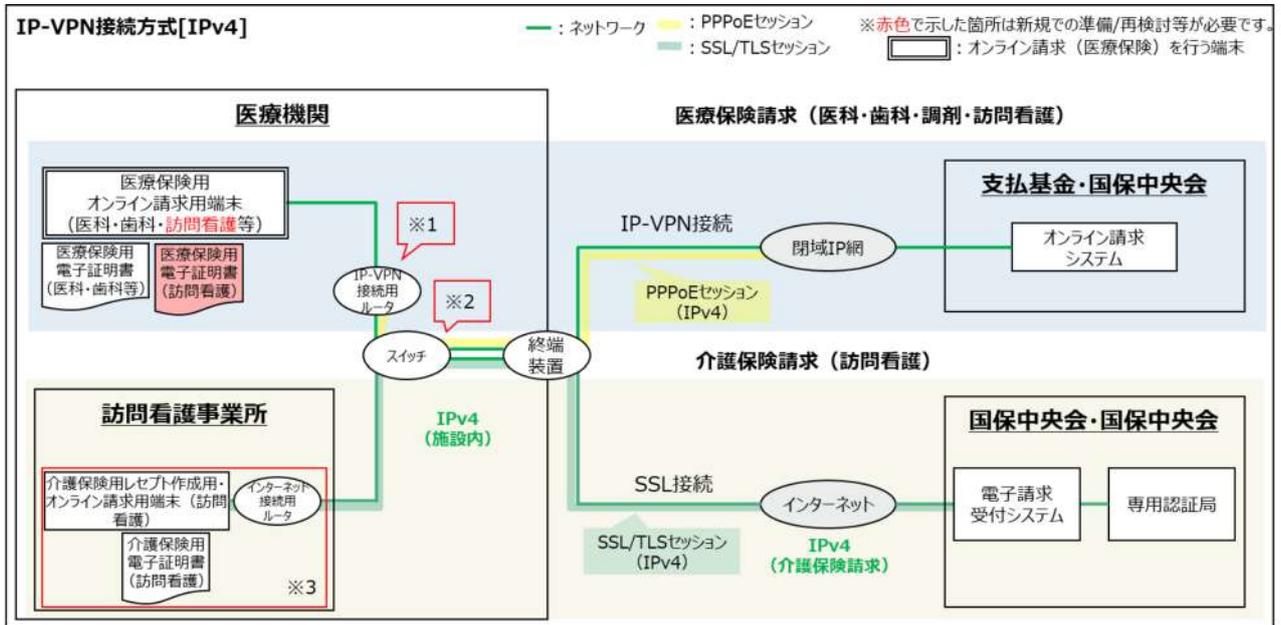
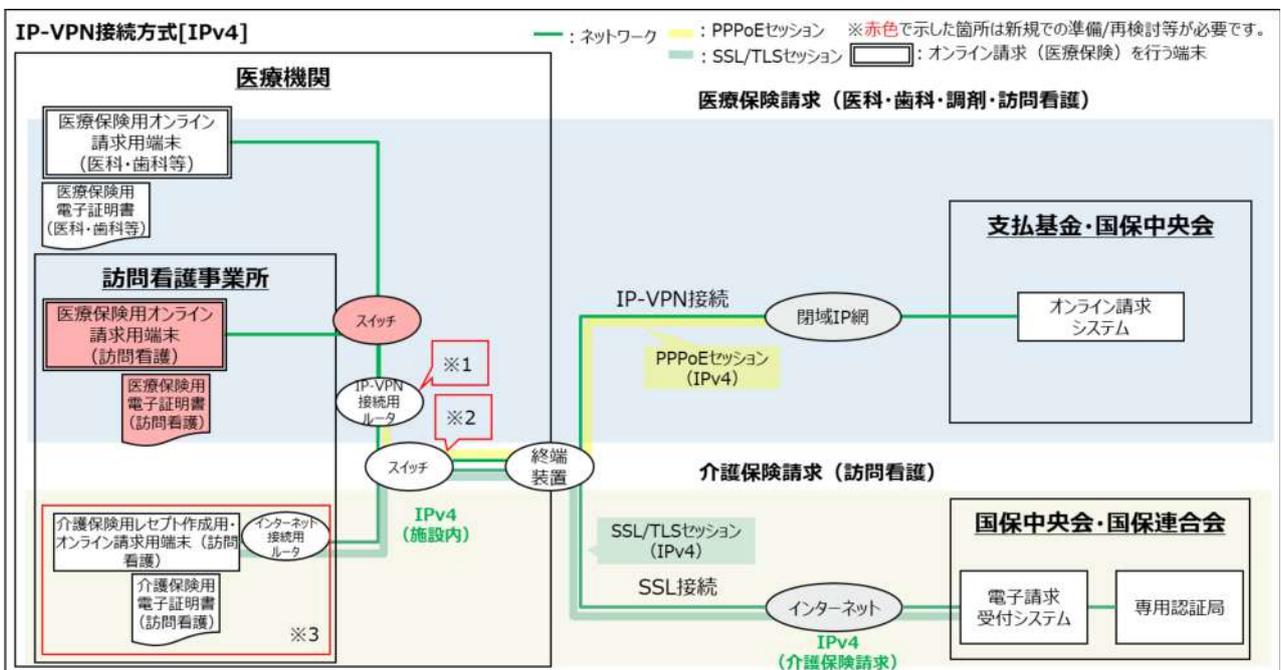


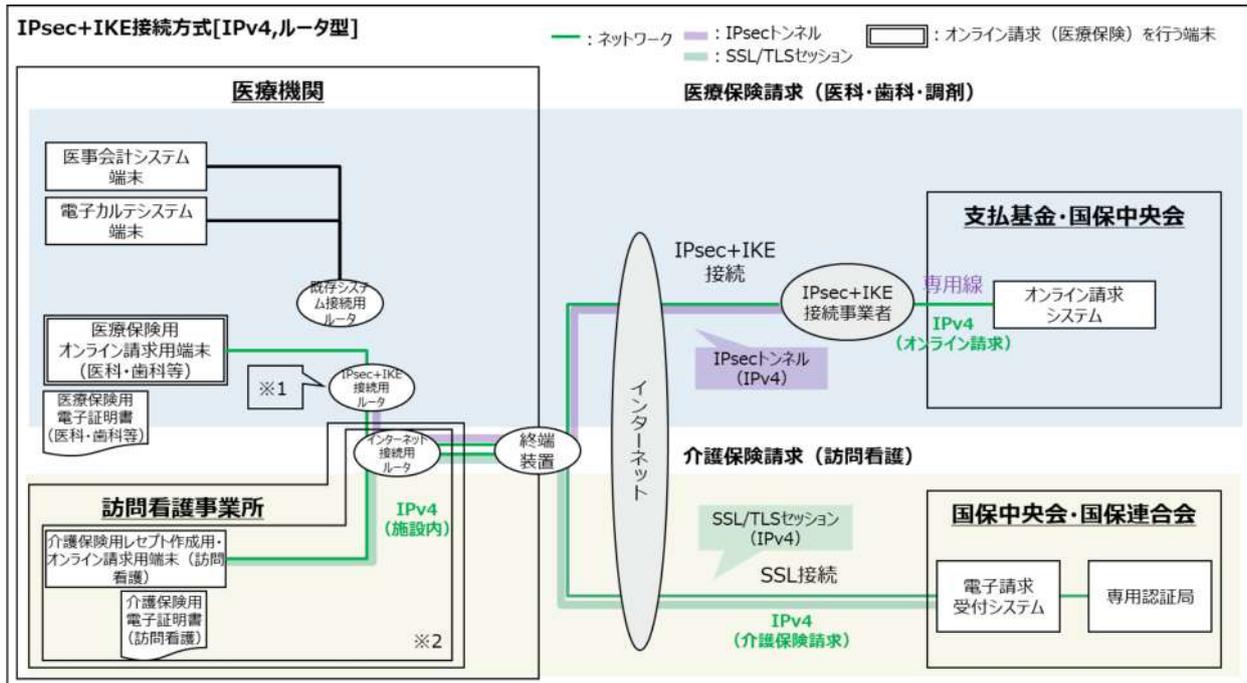
図 3.2.2.1-17 オンライン請求開始後の構成例
(訪問看護のオンライン請求用端末を新設する場合)



② -1 IPsec+IKE 接続方式 (IPv4 対応、ルータ型) の場合

併設医療機関において、医科等レセプトのオンライン請求を IPsec+IKE 接続方式 (IPv4 対応、ルータ型) で実施している訪問看護事業所の現状は、概ね以下のとおりと想定しています。

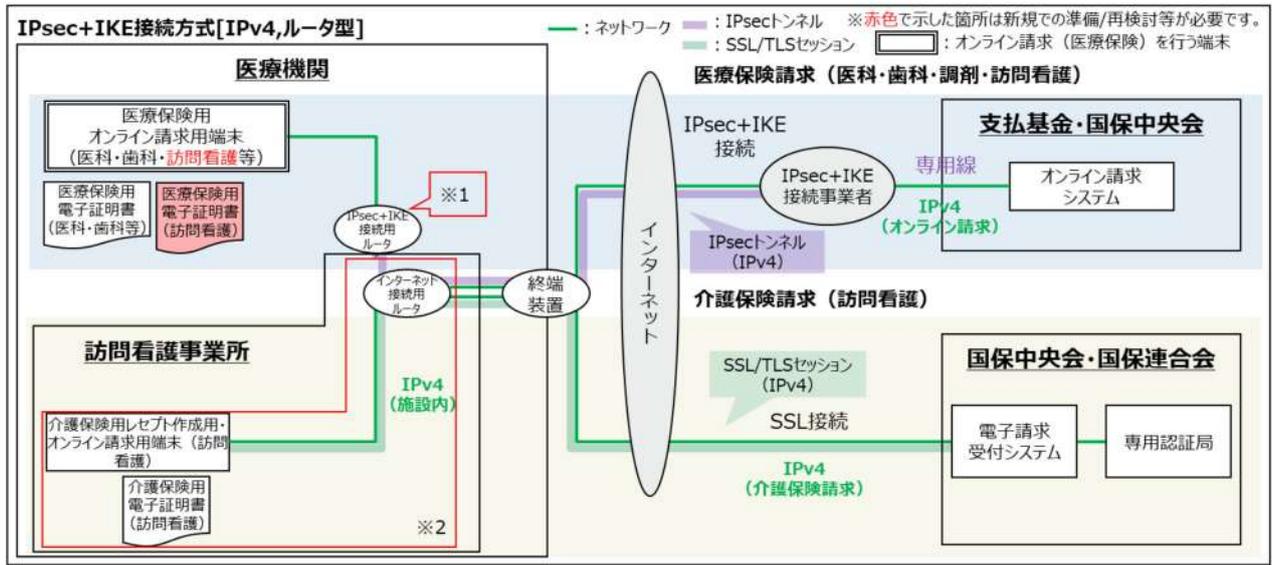
図 3.2.2.1-18 現状の構成例：IPsec+IKE 接続方式 (IPv4 対応、ルータ型) の場合



※1：IPsecを構成するルータにおいて外部ネットワークからのアクセスが制限されていることを確認
 ※2：厚生労働省の医療情報システムの安全管理に関するガイドライン 第5.2版に沿ったセキュリティ対策

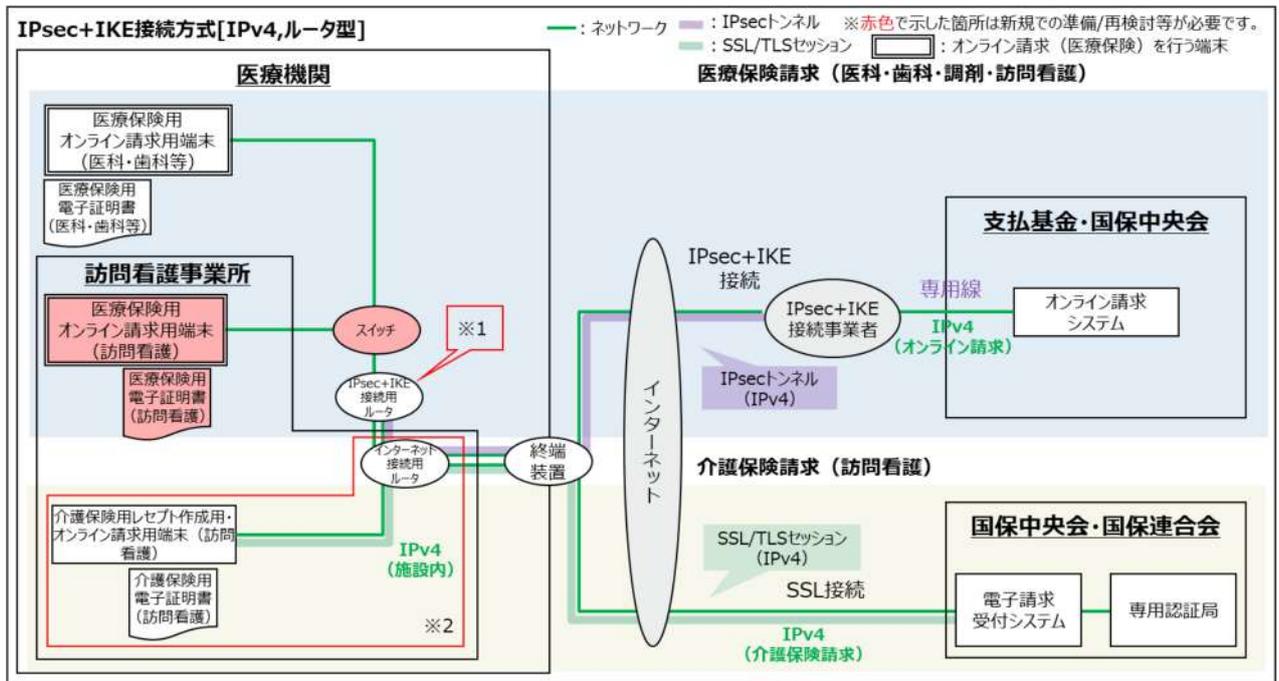
現状を踏まえ、IPsec+IKE 接続方式 (IPv4 対応、ルータ型) の場合に想定される基本的な構成例として、医科・歯科等のオンライン請求用端末を利用するケース、訪問看護のオンライン請求用端末を新設するケースに分類し、次頁に示しています (医事会計システム端末と電子カルテシステム端末は割愛)。

図 3.2.2.1-19 オンライン請求開始後の構成例
(医科・歯科等のオンライン請求用端末を利用する場合)



※1：IPsecを構成するルータにおいて外部ネットワークからのアクセスが制限されていることを確認
 ※2：厚生労働省の医療情報システムの安全管理に関するガイドライン 第5.2版に沿ったセキュリティ対策

図 3.2.2.1-20 オンライン請求開始後の構成例
(訪問看護のオンライン請求用端末を新設する場合)

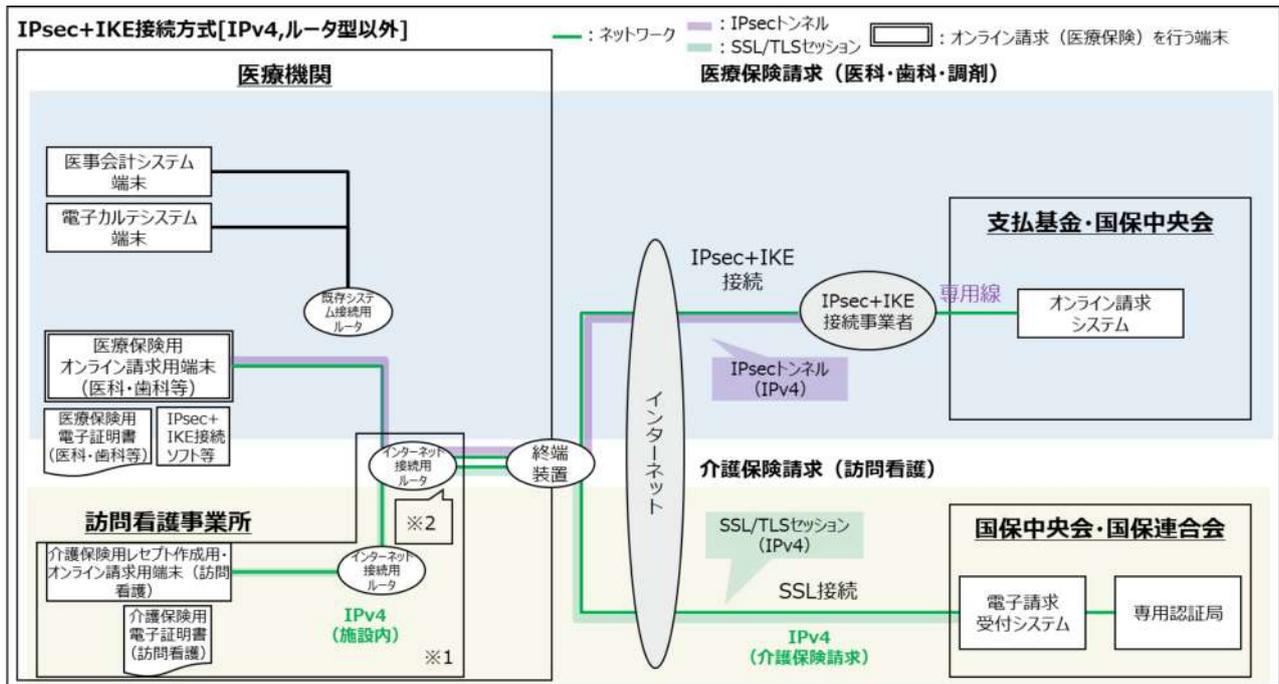


※1：IPsecを構成するルータにおいて外部ネットワークからのアクセスが制限されていることを確認
 ※2：厚生労働省の医療情報システムの安全管理に関するガイドライン 第5.2版に沿ったセキュリティ対策

② -2 IPsec+IKE 接続方式 (IPv4 対応、ルータ型以外) の場合

併設医療機関において、医科等レセプトのオンライン請求を IPsec+IKE 接続方式 (IPv4 対応、ルータ型以外) で実施している訪問看護事業所の現状は、概ね以下のとおりと想定しています。

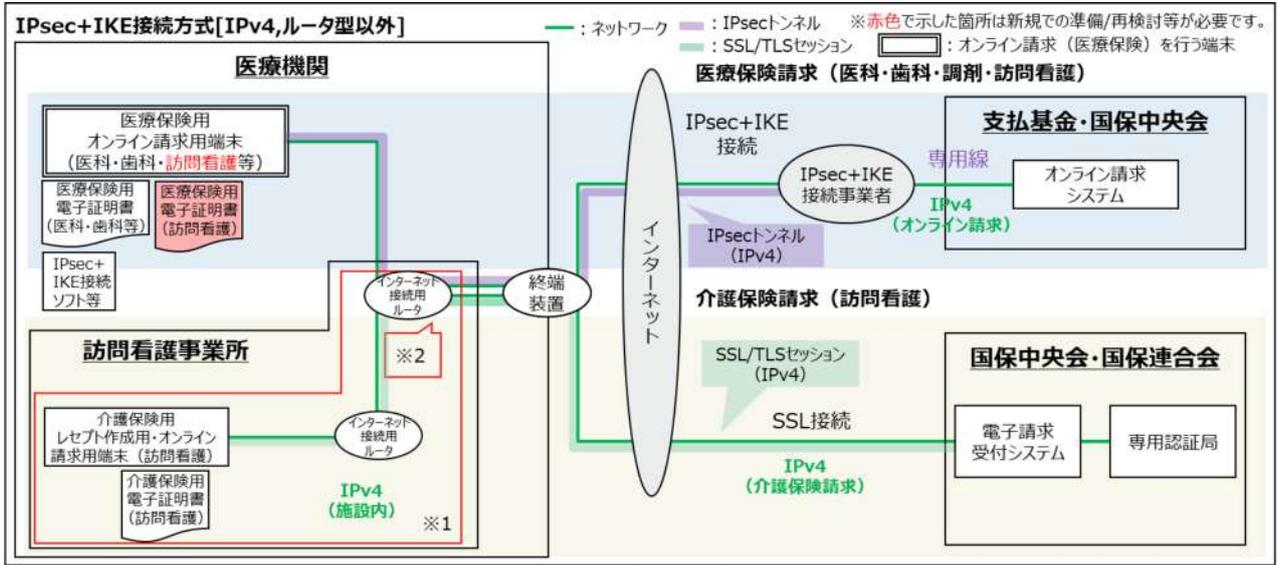
図 3.2.2.1-21 現状の構成例：IPsec+IKE 接続方式 (IPv4 対応、ルータ型以外) の場合



※1：厚生労働省の医療情報システムの安全管理に関するガイドライン 第 5.2 版に沿ったセキュリティ対策
 ※2：ステートフルインスペクション機能の有効化、内部ネットワークからは特定の接続先のみアクセスできるよう通信許可設定を実施し、不正な外部への接続を制限

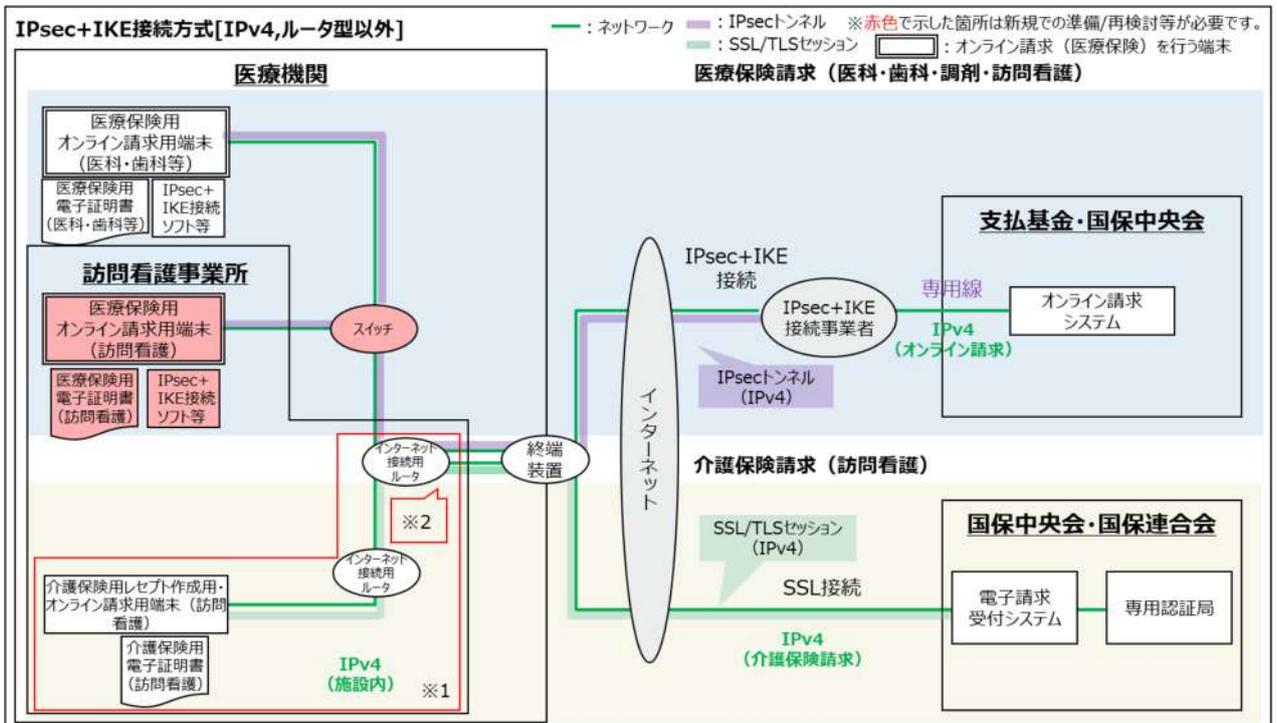
現状を踏まえ、IPsec+IKE 接続方式 (IPv4 対応、ルータ型以外) の場合に想定される基本的な構成例として、医科・歯科等のオンライン請求用端末を利用するケース、訪問看護のオンライン請求用端末を新設するケース利用するケースに分類し、次頁に示しています (医事会計システム端末と電子カルテシステム端末は割愛)。

図 3.2.2.1-22 オンライン請求開始後の構成例
(医科・歯科等のオンライン請求用端末を利用する場合)



※1：厚生労働省の医療情報システムの安全管理に関するガイドライン 第 5.2 版に沿ったセキュリティ対策
 ※2：ステートフルインスペクション機能の有効化、内部ネットワークからは特定の接続先のみアクセスできるよう通信許可設定を実施し、不正な外部への接続を制限

図 3.2.2.1-23 オンライン請求開始後の構成例
(訪問看護のオンライン請求用端末を新設する場合)



※1：厚生労働省の医療情報システムの安全管理に関するガイドライン 第 5.2 版に沿ったセキュリティ対策
 ※2：ステートフルインスペクション機能の有効化、内部ネットワークからは特定の接続先のみアクセスできるよう通信許可設定を実施し、不正な外部への接続を制限

3.2.2.2. 接続方式ごとの費用例

「3.2.2.1. 現状のネットワーク環境の確認及び構成例」に記載のとおり、オンライン請求で使用可能なネットワーク回線は、IP-VPN 接続方式もしくは IPsec+IKE 接続方式です。

IP-VPN 接続方式もしくは IPsec+IKE 接続方式を新しく敷設するにあたり、必要な初期費用及び維持費用の主要例を下表に整理していますが、現在のネットワーク環境等によって、必要となる費用は異なることが想定されます。

「3.2.2.1. 現状のネットワーク環境の確認及び構成例」を参照いただくとともに、必要に応じて、詳細は別添『「訪問看護レセプト（医療保険請求分）のオンライン請求開始に係るシステムベンダ向け技術解説書」の参考資料等一覧』内の「【参考】オンライン請求システム及びオンライン資格確認等システム接続可能回線・事業者一覧表」の事業者にお問合せください。

表 3.2.2.2 主要ネットワークサービスにおける費用一覧（主要例）

訪問看護事業所の種別	新規導入するネットワーク回線の種別	初期費用	維持費用
オンライン請求ネットワークに接続可能な環境がある* ¹ 訪問看護事業所 (併設医療機関のオンライン請求ネットワーク回線を使用する場合等)	—	0 円* ²	— (現在ご利用中のネットワークサービス料金)
オンライン請求ネットワークに接続可能な環境は無いが、インターネット接続環境はある訪問看護事業所	IP-VPN	28,000 円* ²	約 6,000 円/月* ⁴
	IPsec+IKE	11,400 円～	約 1,800 円～/月 + 現在ご利用中のインターネット回線使用料及びプロバイダ料
オンライン請求ネットワークに接続可能な環境が無く、インターネット接続環境も無い訪問看護事業所	IP-VPN	28,000 円* ³	約 6,000 円/月* ⁴
	IPsec+IKE	11,400 円～ (IPsec+IKE の初期費用) + インターネット回線新規契約に係る費用	約 1,800 円～/月 + インターネット回線使用料及びプロバイダ料

※1 診療報酬等のオンライン請求で使用されているネットワーク回線(IP-VPN/IPsec+IKE 接続方式)を指します。併設医療機関のネットワーク回線を利用可能な場合等が想定されます。

- ※2 オンライン請求用の IP-VPN 回線が利用可能で、既存のルータに必要な機能が備わっていない場合は、新規でのルータ購入等や IPv6 対応のための初期費用が発生する可能性があります。オンライン請求用の IPsec+IKE 回線を利用されている場合は、契約内容によっては新規にネットワーク回線の導入費用が発生する場合があります。詳細はご利用中のネットワーク回線事業者にお問合せください。
- ※3 インターネットの新規契約に係る費用は含まれておりません。
- ※4 インターネット回線使用料等は含まれておりません。

4. 導入作業

4.1. 環境設定

4.1.1. オンライン請求用端末の設定

オンライン請求を行う端末には、(1) セキュリティ対策、(2) オンライン請求システムのセットアップ、(3) 電子証明書の設定が必要です。

(1) セキュリティ対策

オンライン請求用端末には、「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン 第5.2版」、別添『「訪問看護レセプト（医療保険請求分）のオンライン請求開始に係るシステムベンダ向け技術解説書」の参考資料等一覧』内の「オンライン資格確認等、レセプトのオンライン請求及び健康保険組合に対する社会保険手続きに係る電子申請システムに係るセキュリティに関するガイドライン」及び「オンライン請求システム利用規約（支払基金・国保中央会）」等に基づき、不正ソフトウェア対策等を行う必要があります。現時点で想定されるオンライン請求用端末の主な対策について、以下に示します。

なお、オンライン請求とオンライン資格確認の準備を並行して進める場合には、「6.3. オンライン資格確認に関する参照先」もあわせてご参照ください。

① 不正ソフトウェアのスキャン用ソフトウェアの導入

ウイルス、ワーム等と呼ばれる様々な形態を持つ不正なソフトウェアは、電子メール、ネットワーク回線、可搬媒体等を通して情報システム内に入る可能性があります。これら不正ソフトウェアの侵入に対する対策として、不正ソフトウェアのスキャン用ソフトウェアの導入が最も効果的であると考えられます。オンライン請求用端末やネットワーク機器には、不正ソフトウェアのスキャン用ソフトウェア（コンピュータウイルス対策ソフト）を導入してください。

② オペレーティングシステムのセキュリティ・パッチの適切な運用

情報システム側の脆弱性を可能な限り小さくしておくため、オペレーティング・システム等でセキュリティ・ホールが報告されているものについては、対応版（セキュリティ・パッチと呼ばれるもの）への逐次更新を行ってください。

③ 利用者の識別と認証

情報システムへのアクセスにおける利用者の識別と認証を行ってください。たとえば、本人の識別・認証にユーザ ID とパスワードの組み合わせを用いる場合には、それらの情報を、本人しか知り得ない状態に保つよう対策を行ってください。

④ その他

必要最小限のアプリケーションのみをインストールし、業務に使用しないアプリケーションや機能については削除あるいは停止するか、業務に対して影響がないことを確認して用いるようにしてください。また、利用していないサービスや通信ポートの非活性化、マクロ実行の利用停止等も不正ソフトウェア対策として有効です。

(2) オンライン請求システムのセットアップ

オンライン請求システムを利用するには、端末のセットアップを行う必要があります。オンライン請求システムのセットアップについては、今後公表を予定している別添『「訪問看護レセプト（医療保険請求分）のオンライン請求開始に係るシステムベンダ向け技術解説書」の参考資料等一覧』内の「オンライン請求システム操作手順書」に記載予定です。詳細については情報が確定次第、更新いたします（現時点では令和5年下期の公表を想定しています）。

(3) 電子証明書の設定

ネットワーク上のなりすましを防止するため、オンライン請求ネットワーク関連システム共通認証局が発行する電子証明書の設定*が必要です。上記(2) オンライン請求システムのセットアップを実施した後、オンライン請求システム上でインポート等の作業を行います。詳細については、今後公表を予定している別添『「訪問看護レセプト（医療保険請求分）のオンライン請求開始に係るシステムベンダ向け技術解説書」の参考資料等一覧』内の「オンライン請求システム操作手順書」、「オンライン請求ネットワーク関連システム共通認証局ユーザーマニュアル」及び「電子証明書インストールマニュアル」に記載する想定です。情報が確定次第、更新いたします（現時点では令和5年下期の公表を想定しています）。

なお、電子証明書は支払基金及び国保連合会共通であり、取得には発行事務コスト1,500円（3年更新）が必要となります。また、初回取得時のみ、郵送費用が必要となります。更新の場合においても、有効期限を過ぎてからの更新は、初回取得時と同様に郵送費用が必要となります。

- ※ 同一端末でオンライン請求とオンライン資格確認を実施する場合、電子証明書を兼用とすることが可能です。
- ※ 複数端末でオンライン請求やオンライン資格確認を実施する場合、複数端末分（台数分）の電子証明書が必要です。

4.1.2. ネットワークの設定

訪問看護レセプトのオンライン請求の開始に向け、ネットワーク回線の契約や新たに必要となるネットワーク機器等の準備が整ったら、「3.2.2.1. 現状のネットワーク環境の確認及び構成例」の記載内容も改めてご確認いただき、ネットワークの設定を行ってください。適宜、別添『「訪問看護レセプト（医療保険請求分）のオンライン請求開始に係るシステムベンダ向け技術解説書」の参考資料等一覧』内の「【参考】オンライン請求システム及びオンライン資格確認等システム接続可能回線・事業者一覧表」に記載されているネットワーク回線事業者等にもお問い合わせいただき、各訪問看護事業所の実情に合わせた対応をお願いします。

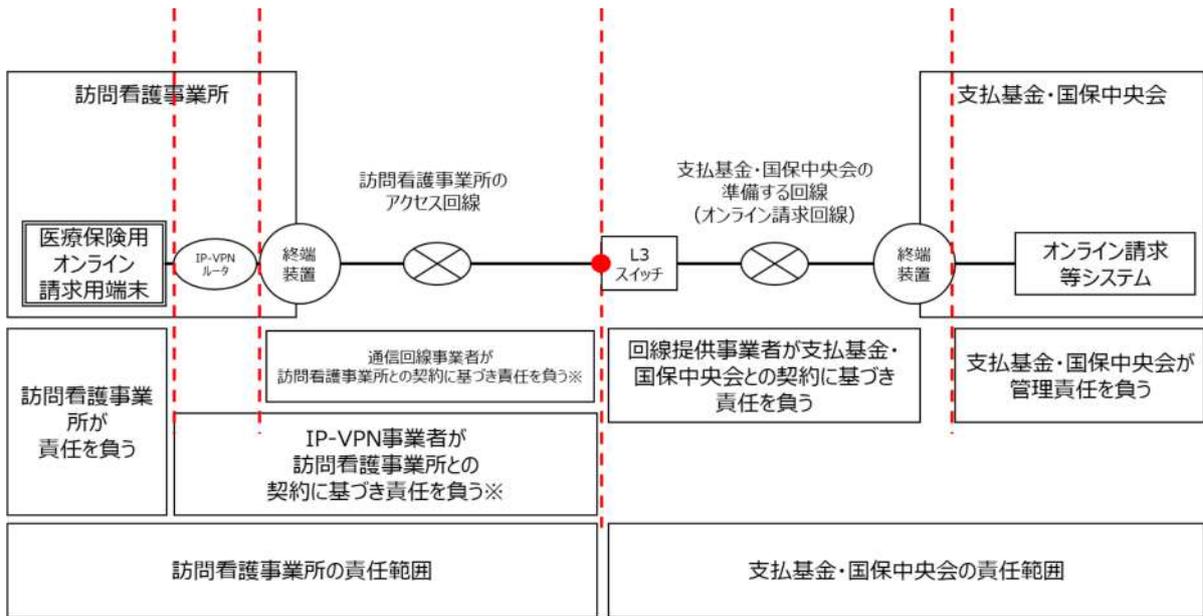
なお、オンライン資格確認とオンライン請求の準備を並行して進める場合は、必要に応じて「6.3. オンライン資格確認に関する参照先」をご参照ください。

4.2. セキュリティ対策

オンライン請求システムと訪問看護事業所が接続するにあたり、オンライン請求システム、ネットワーク、訪問看護事業所においてそれぞれセキュリティ対策を講ずることとなります。

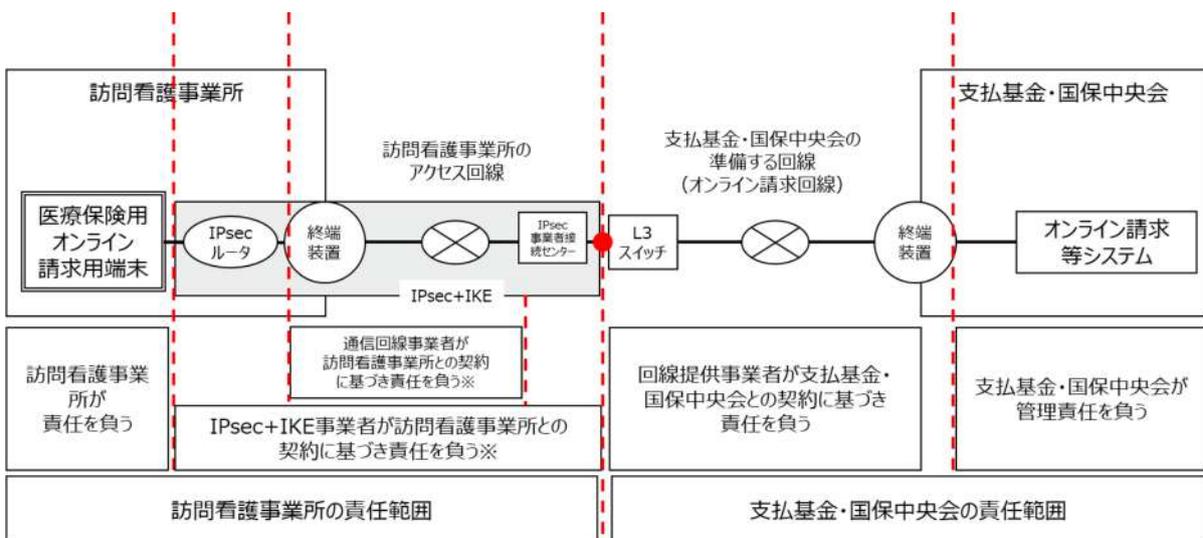
図 4.2-1-1 及び図 4.2-1-2 に情報経路の責任分界、図 4.2-2 に情報到達の責任分界の概念図を示していますので、参考までにご確認ください。

図 4.2-1-1 情報経路の責任分界 (IP-VPN 接続方式)



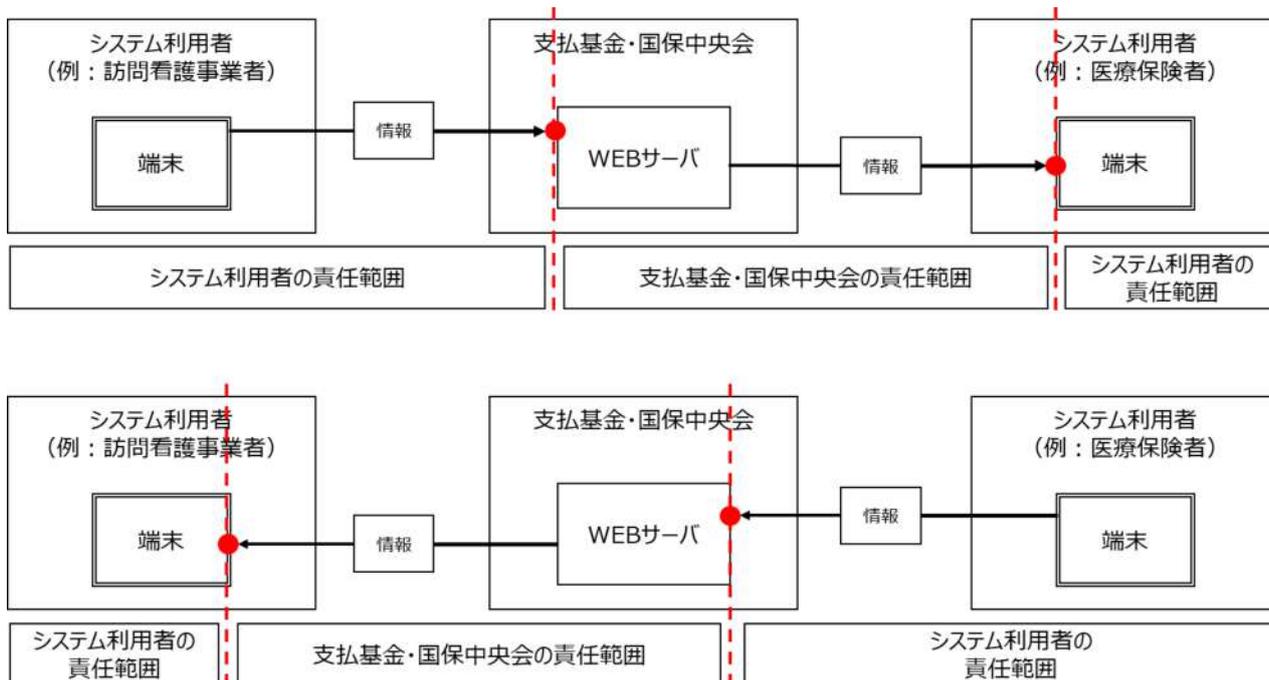
※ 通信回線事業者及びIP-VPN事業者の責任分界は、訪問看護事業所ごとの契約内容等に応じて変わることから、上記は例示の位置づけ。

図 4.2-1-2 情報経路の責任分界 (IPsec+IKE 接続方式・ルータ型)



※ 通信回線事業者及びIPsec+IKE事業者の責任分界は、訪問看護事業所ごとの契約内容等に応じて変わることから、上記は例示の位置づけ。

図 4.2-2 情報到達の責任分界



4.2.1. オンライン請求システムにおけるセキュリティ対策

オンライン請求システムに係るセキュリティ対策は、「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン 第 5.2 版」、別添『「訪問看護レセプト（医療保険請求分）のオンライン請求開始に係るシステムベンダ向け技術解説書」の参考資料等一覧』内の「オンライン資格確認等、レセプトのオンライン請求及び健康保険組合に対する社会保険手続きに係る電子申請システムに係るセキュリティに関するガイドライン」等に基づき実施されています。

具体的には、通信回線は「閉域 IP 網を利用した IP-VPN 接続」又は「IPsec と IKE を組み合わせたインターネット接続」を使用し、電子証明書による相手認証、データの暗号化及び厳格なユーザ管理を行い、データの滅失・漏洩及び改ざん防止を図るとともに、ウイルス対策に万全な措置を講じ安全性を確保しています。

4.2.2. ネットワークにおけるセキュリティ対策

オンライン請求に係るネットワークのセキュリティ対策は、「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン 第 5.2 版」、別添『「訪問看護レセプト（医療保険請求分）のオンライン請求開始に係るシステムベンダ向け技術解説書」の参考資料等一覧』内の「オンライン資格確認等、レセプトのオンライン請求及び健康保険組合に対する社会保険手続きに係る電子申請システムに係るセキュリティに関するガイドライン」等に基づき実施されています。

4.2.3. 訪問看護事業所におけるセキュリティ対策

訪問看護事業所におけるセキュリティ対策として、「4.1.1. オンライン請求用端末の設定」にて前述した「電子証明書の取得」、「オンライン請求用端末の不正ソフトウェア対策」に加え、「安全対策の規程」の作成と「利用規約への同意」が必要です。

セキュリティ対策の実施にあたっては、「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン 第5.2版」、別添『「訪問看護レセプト（医療保険請求分）のオンライン請求開始に係るシステムベンダ向け技術解説書」の参考資料等一覧』内の「オンライン資格確認等、レセプトのオンライン請求及び健康保険組合に対する社会保険手続きに係る電子申請システムに係るセキュリティに関するガイドライン」及び「オンライン請求システム利用規約（支払基金・国保中央会）」等に準じて対応してください。

(1) 「安全対策の規程」の作成

訪問看護事業所がオンライン請求を行うにあたり、厚生労働省のガイドラインに沿った、「オンライン請求システムに係る安全対策の規程」の策定を行う必要があります。これは、オンライン請求システムで使用する機器、ソフトウェア及び運用に必要な仕組み全般について、その取扱い並びに管理に関する事項を定め、患者の氏名や傷病名等の慎重な取扱いを要する個人情報適切に保護し、業務を円滑に遂行できることを目的としています。厚生労働省が示す規程例は、別添『「訪問看護レセプト（医療保険請求分）のオンライン請求開始に係るシステムベンダ向け技術解説書」の参考資料等一覧』内の「オンライン資格確認等システム及びレセプトのオンライン請求システムに係る安全対策の規程例」及び「レセプトのオンライン請求システムに係る安全対策の規程例（保険医療機関及び保険薬局用）」を参照ください。なお、別添『「訪問看護レセプト（医療保険請求分）のオンライン請求開始に係るシステムベンダ向け技術解説書」の参考資料等一覧』内の「オンライン資格確認等システム及びレセプトのオンライン請求システムに係る安全対策の規程例」及び「レセプトのオンライン請求システムに係る安全対策の規程例（保険医療機関及び保険薬局用）」については、現時点で医療機関及び薬局が対象となっているものです。訪問看護事業所においても、オンライン請求を開始するにあたっては同等の安全対策を実施する必要があるため、参考までにご参照ください。

(2) 利用規約の同意

訪問看護事業所がオンライン請求を行うにあたり、別添『「訪問看護レセプト（医療保険請求分）のオンライン請求開始に係るシステムベンダ向け技術解説書」の参考資料等一覧』内の「オンライン請求システム利用規約（支払基金・国保中央会）^{※1}」への同意^{※2}が必要となります。

※1 各審査支払機関がシステム利用者の責任や禁止事項を定めた規約です。

※2 「4.4 届出書類の作成・提出」に示した届出提出により同意となります。届出に関する具体的なご案内は、情報が確定次第お知らせいたします。

なお、オンライン請求とオンライン資格確認の準備を並行して進める場合には、「6.3. オンライン資格確認に関する参照先」もあわせてご参照いただき、オンライン資格確認を実施する場合に求められる医療機関・薬局におけるセキュリティ対策例もご確認ください。

4.3. オンライン請求を利用した運用に向けた準備

4.3.1. 運用フローの見直し

訪問看護レセプトのオンライン請求に伴い、新たに適用するレセプト作成用ソフトの機能やセキュリティ対策等の内容を踏まえ、必要に応じて現行の運用フローを変更することとなります。下記に代表的な現状（システムなし・ありの場合）と、オンライン請求開始後の運用フローを整理しています。各訪問看護事業所の状況に応じて、内容の詳細化等をご検討ください。

図 4.3.1-1 運用フロー（レセプト請求：現状（システムなし））

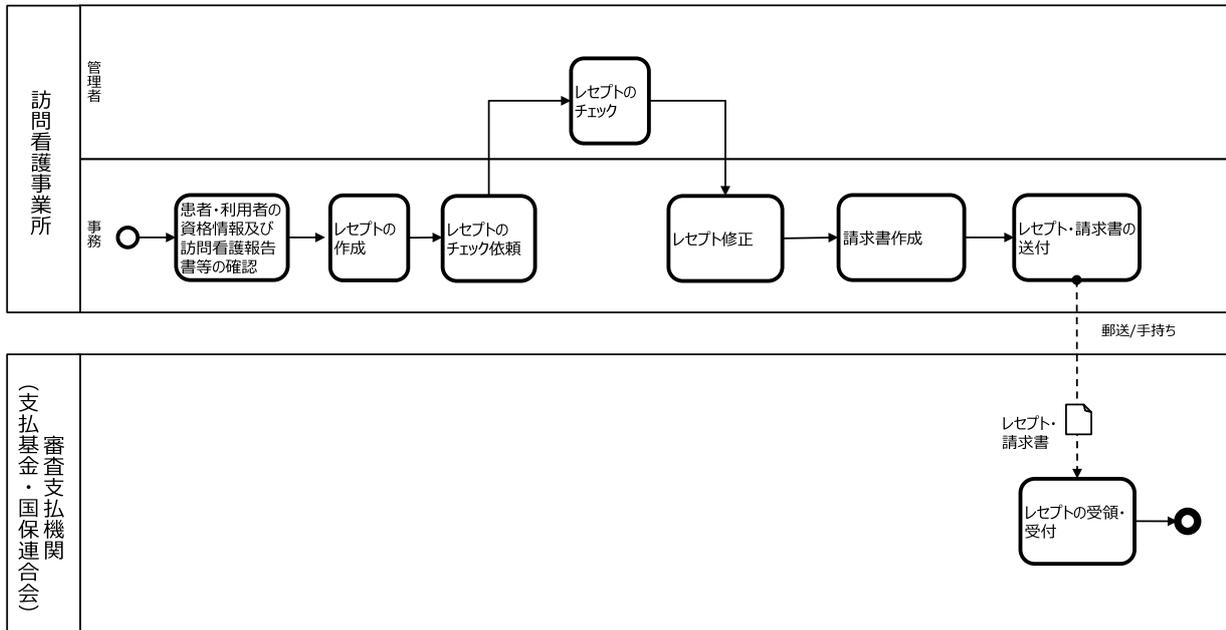


図 4.3.1-2 運用フロー（レセプト請求：現状（システムあり））

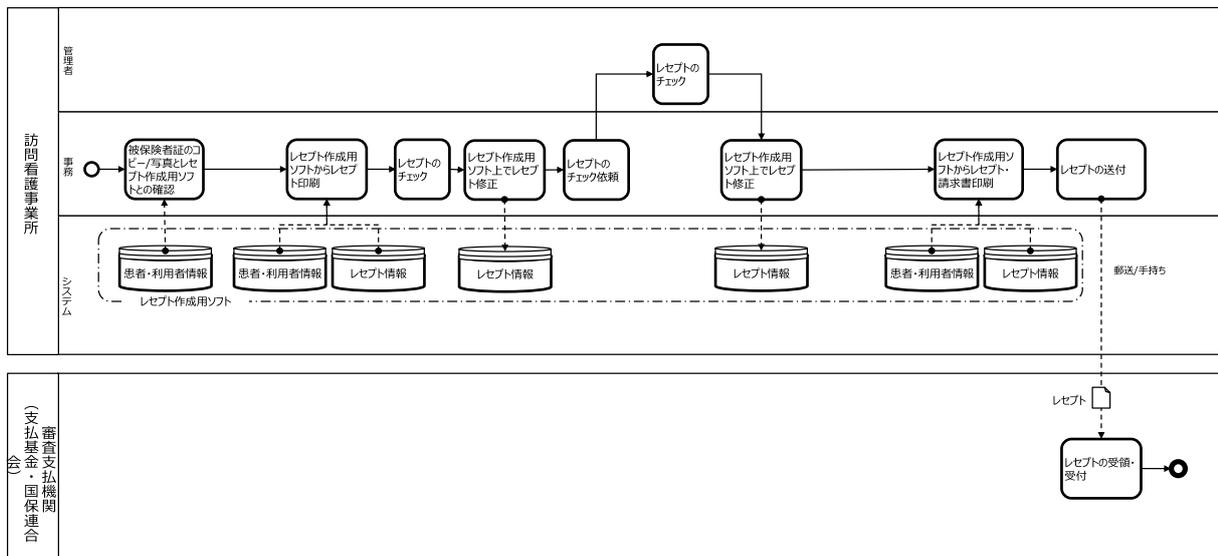


図 4.3.1-3 運用フロー（レセプト請求：オンライン請求開始後）

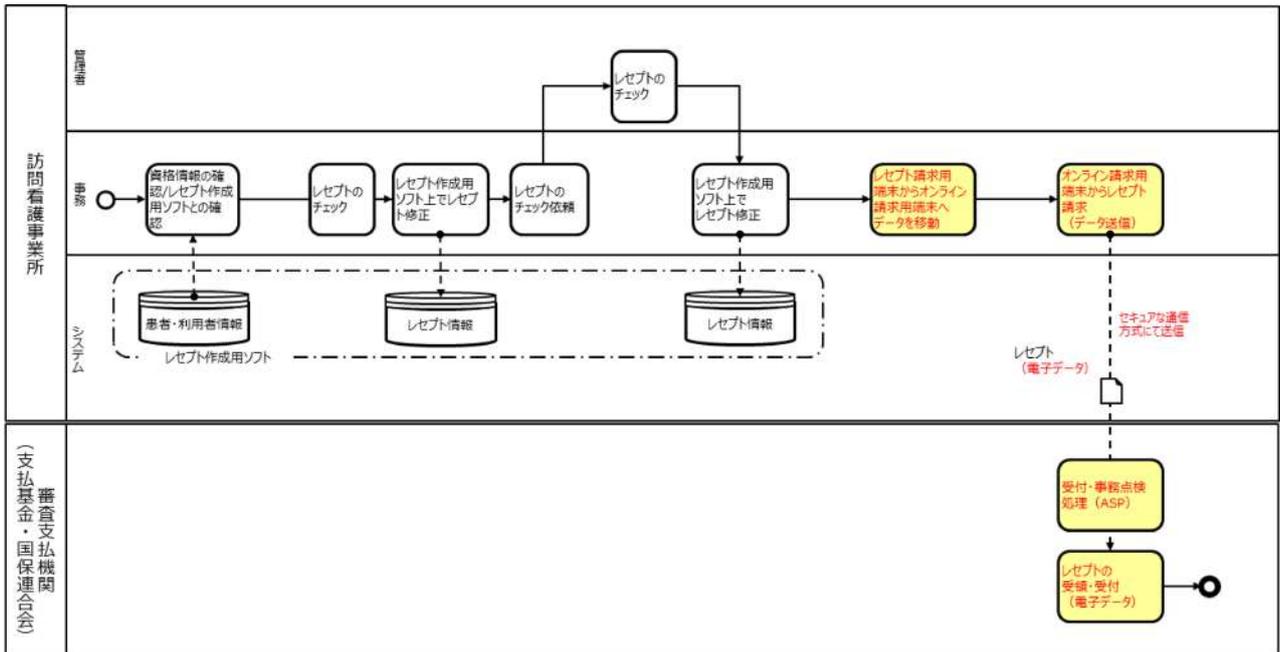


図 4.3.1-4 運用フロー（返戻：現状（システムあり・なし共通））

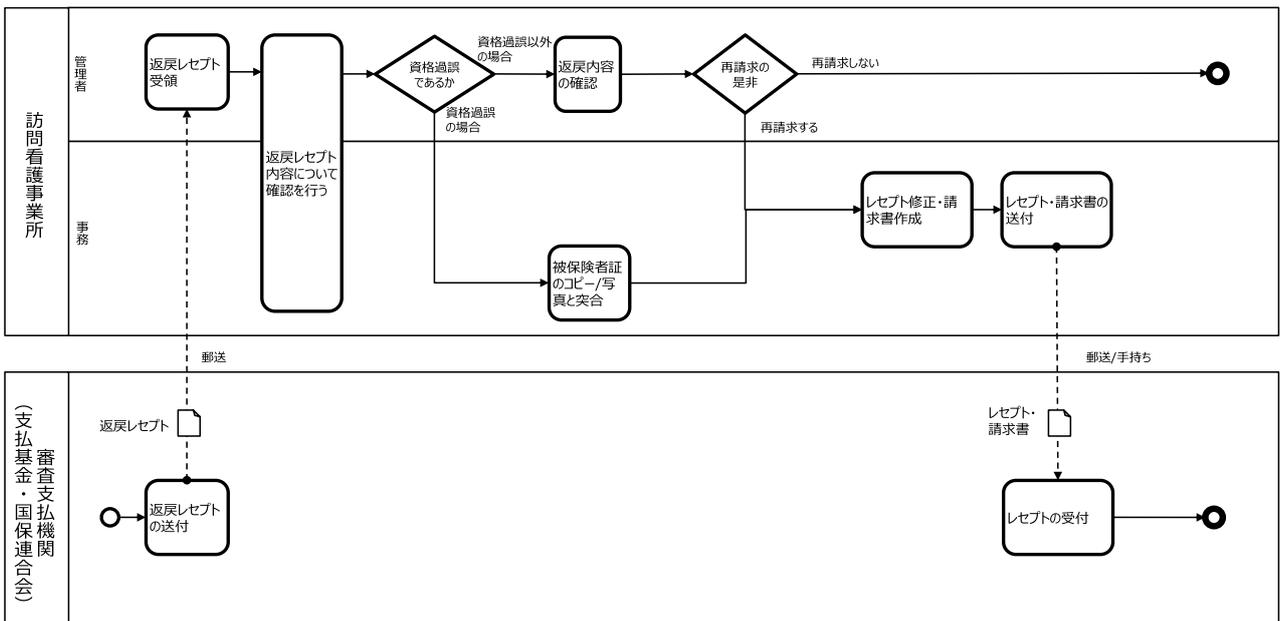
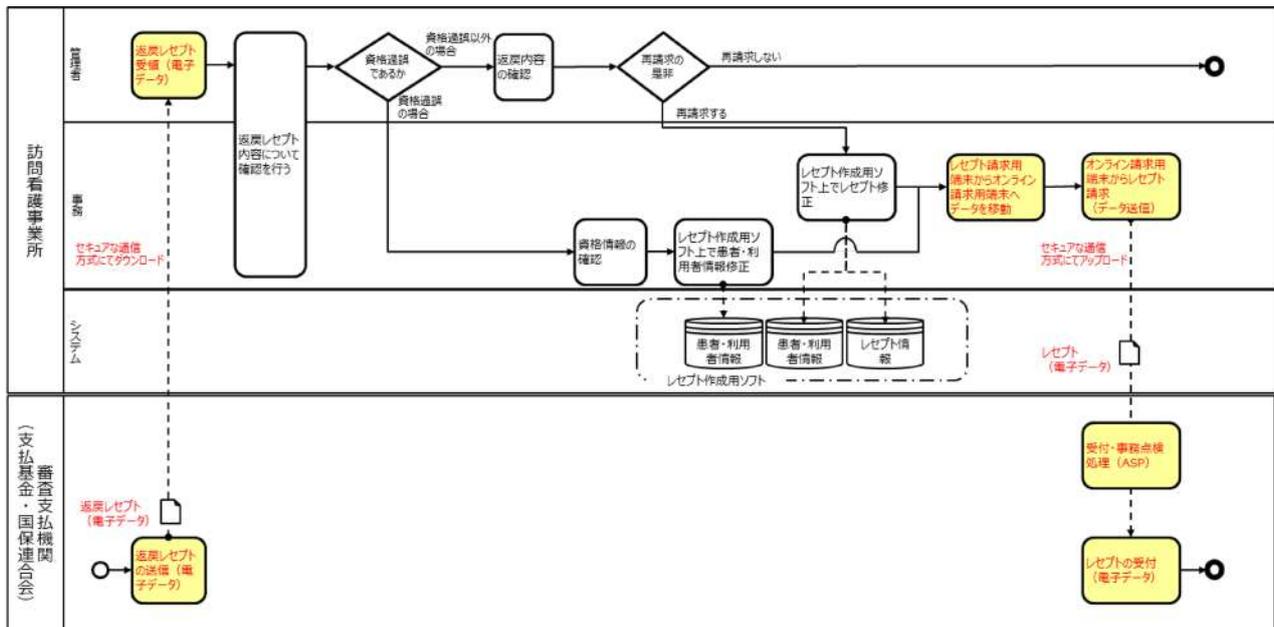


図 4.3.1-5 運用フロー（返戻：オンライン請求開始後）



4.3.2. ルール等の見直し

訪問看護レセプトのオンライン請求の開始に伴い、セキュリティポリシー等の規程を更新する必要があります。別添『「訪問看護レセプト（医療保険請求分）のオンライン請求開始に係るシステムベンダ向け技術解説書」の参考資料等一覧』内の「オンライン資格確認等システム及びレセプトのオンライン請求システムに係る安全対策の規程例」及び「レセプトのオンライン請求システムに係る安全対策の規程例（保険医療機関及び保険薬局用）」（現時点では、医療機関及び薬局が対象となっているもの）を参考に、各訪問看護事業所の状況を踏まえ、適切にルール等の見直しを行ってください。

4.4. 届出書類の作成・提出

訪問看護レセプトのオンライン請求開始にあたって、各種届出書類を審査支払機関に提出いただく予定です。表 4.4-1 には、令和 5 年 1 月現在、オンライン請求を開始するにあたって必要となる届出資料（保険医療機関や薬局分）を参考までにご提示しています。

訪問看護事業所で必要となる資料の掲載場所や提出先等については、詳細が確定次第、情報を更新します。

また、所定の届出書類の提出からオンライン請求開始までの手続きの流れ及び期間について、医科等のレセプトの場合（令和 5 年 1 月現在）は、表 4.4-2 にまとめたスケジュールにて運用されています。

表 4.4-1 オンライン請求開始にあたって提出が必要な資料

届出資料区分	届出資料名
オンライン請求開始に係る届出	電子情報処理組織の使用による費用の請求に関する届出
	電子証明書発行等依頼書（保険医療機関、保険薬局、特定保健指導機関）
オンライン請求開始時の接続試験に係る届出	オンライン接続試験に関するシステムベンダ及び販売会社等届
	電子証明書（発行・失効）依頼書【システムベンダ及び販売会社用】

表 4.4-2 届出提出からオンライン請求開始までのスケジュール概要

2 ヶ月前	1 ヶ月前		オンライン請求開始月
20 日まで	12～15 日頃	15 日～月末	5～10 日
届出書類の提出	設定ツール等到着	設定作業	オンライン請求開始
		確認試験※	

※詳細は、「5.2. 確認試験・運用テスト（訪問看護事業所）」参照

4.5. レセプト作成用ソフトの適用

訪問看護レセプトのオンライン請求に係る機能を搭載したシステムの新規導入、もしくは訪問看護レセプトのオンライン請求に係る機能を搭載したレセプト作成用ソフトへの更新・適用作業を行ってください。

5. テスト作業

5.1. 接続試験（システムベンダ）

接続試験においては、システムベンダで作成した試験用レセプトデータを電気通信回線を使用して審査支払機関のオンライン請求システムに送信することにより、レセプトデータが厚生労働大臣の定める記録条件仕様等に適合して正しく作成されていること、またエラーが生じた場合のエラー結果を確認できます。

返戻再請求に係る接続試験については、接続試験を実施した後、オンライン請求システムで試験用返戻ファイル（以下「返戻ファイル」という。）を作成することができます。返戻ファイルはダウンロードが可能であり、システムベンダで返戻ファイルを修正して試験用再請求ファイルを作成し、再請求に係る接続試験を実施することができます。

接続試験の詳細については、別添『「訪問看護レセプト（医療保険請求分）のオンライン請求開始に係るシステムベンダ向け技術解説書」の参考資料等一覧』内の「オンラインによるレセプト電算処理システムに係る接続試験実施要領」を参照の上、「オンライン接続試験に関するシステムベンダ及び販売会社等届」及び「電子証明書（発行・失効）依頼書【システムベンダ及び販売会社用】」に所定の記載を記入いただき、審査支払機関に届出いただく運用を予定しています。令和6年4月以前における接続試験も、「オンラインによるレセプト電算処理システムに係る接続試験実施要領」の内容と同様の方法で実施できるよう、準備を進めています。具体的な運用等、詳細が確定次第、情報を更新いたします（現時点では令和5年下期を想定しています）。

5.2. 確認試験・運用テスト（訪問看護事業所）

訪問看護事業所において、実際の業務の流れの中でオンライン請求に係る運用が滞りなく行えるかを確認するため、運用テストを行っていただく必要があります。オンライン請求システムでの確認試験の実施環境も整備する予定（具体的な時期等は調整中）です。

確認試験においては、オンライン請求システムに接続し、各訪問看護事業所のネットワーク回線、端末及びレセプト作成用ソフト等の設定内容に問題がないことを確認することができます。確認手順については今後公表予定の「オンライン請求システム操作手順書」に記載する予定です。具体的な運用等、詳細が確定次第、情報を更新いたします。

6. その他

6.1. 訪問看護事業所内全体のセキュリティ対策の見直し

「4.2. セキュリティ対策」にも示した通り、オンライン請求の開始に向けて、「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン 第5.2版」、別添『「訪問看護レセプト（医療保険請求分）のオンライン請求開始に係るシステムベンダ向け技術解説書」の参考資料等一覧』内の「オンライン資格確認等、レセプトのオンライン請求及び健康保険組合に対する社会保険手続きに係る電子申請システムに係るセキュリティに関するガイドライン」及び「オンライン請求システム利用規約（支払基金・国保中央会）」等に準じたセキュリティ対策が必要となります。

この機会に、オンライン請求に係る内容に限定しない、訪問看護事業所内の全体的な運用等を含めたセキュリティ対策の見直しを推奨します。例えば、インターネット経由で入手したファイルを事業所内ネットワークに取り込む運用等がある場合には、該当箇所に必要に応じてDMZの設定や無害化ソリューションを導入する等が想定されます。

6.2. オンライン請求の開始に伴う問合せ先

厚生労働省保険局が運営する診療報酬情報提供サービス HP 上 (http://shinryohoshu.mhlw.go.jp/shinryohoshu/html/rece_nursing_menu.jsp) に、訪問看護レセプトのオンライン請求に関するサービスデスクをご案内していますので、ご活用ください。

6.3. オンライン資格確認に関する参照先

オンライン資格確認の技術解説書は、厚生労働省 HP (https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_08280.html) へ掲載されており、「医療機関・薬局におけるオンライン資格確認等システムに関する情報提供サイト」（以下「医療機関等 ONS」という。） (<https://vENDORONS.service-now.com/sp>) においても周知されています。

医療機関等 ONS は、医療機関等へのオンライン資格確認等システムの導入等に従事するシステムベンダに限り環境整備やシステム改修等の業務を遂行するために必要不可欠な事項を伝達することを目的としたサイトです。

医療機関等 ONS のご利用にはアカウント登録が必要ですので、アカウントをお持ちでない場合は、上記リンク先の「アカウントの発行を希望される方」をクリックし、新規登録をお願いいたします。医療機関等 ONS についてご不明な点がございましたら、上記サイトに記載されている窓口へお問合せください。

「訪問看護レセプト（医療保険請求分）のオンライン請求開始に係るシステムベンダ向け技術解説書」の参考資料等一覧

分類	No.	文書名称（訪問看護用規定）	文書概要（訪問看護用規定）	既存資料（医科・歯科・調剤）公開URL	訪問看護情報提供場所	訪問看護情報提供時期	
訪問看護レセプト開始に係る届出書類 ※オンライン請求を開始するにあたって申請が必要な届出の情報を記載。	1	電子申請書発行等依頼書（訪問看護）	「病歴の給付及び公費負担医療に関する費用の請求に関する省令に基づき、電子計算機を使用して厚生労働大臣の定める方式に従って電子情報処理組織の使用による費用の請求を開始（・変更）するための届出（審査支払機関のオンライン請求システム利用規約への同意も含む）。」	-	調整中	調整中	
	2	電子申請書発行等依頼書（訪問看護）	オンライン請求時に必要な電子証明書の発行依頼書。訪問看護運搬費用に新規に準備が必要なることを想定し、（訪問看護）と記載。なお、電子証明書がオンライン資格確認ポータルサイトで発行できる運用とする場合は不要とする想定。	(参考) 支払基金HP 国保中央会HP （※No.3,4のみ掲載）	調整中	調整中	
	3	オンラインによるレセプト電算処理システムに係る接続試験実施要領	システムベンダ等に向けた、オンラインによるレセプト電算処理システムに係る接続試験の実施要領。	(参考) 支払基金HP 国保中央会HP （※No.3,4のみ掲載）	調整中	調整中	
	4	オンライン接続試験に関するシステムベンダ及び販売会社等届	オンライン請求システムを利用してシステム及びプログラムの検証等を実施するために必要な電子証明書の発行に係る依頼書。	国保中央会HP ホーム>保険医療機関・保険薬局等の皆様へシステム開発ベンダーの皆様へ	調整中	調整中	
	5	電子証明書（発行・失効）依頼書（システムベンダ及び販売会社等届用）	オンライン請求システムに関する請求に係る記録条件仕様。	(参考) 診療報酬情報提供サービス	調整中	公表中 （随時更新予定）	
	6	オンラインによるレセプト電算処理システムに係る接続試験実施要領	訪問看護用レセプトコード情報ファイル記録条件仕様。	訪問看護用レセプトコード情報ファイル記録条件仕様。	調整中	調整中	
	7	レセプトコード情報ファイル記録条件仕様案（訪問看護用）	訪問看護用レセプトコード情報ファイル記録条件仕様。	訪問看護用レセプトコード情報ファイル記録条件仕様。	調整中	調整中	
	8	オンラインによる一次請求返戻ファイル及び再審査等返戻ファイル並びに再請求ファイルに係る記録条件仕様案（訪問看護用）	訪問看護用レセプトコード情報ファイル記録条件仕様。	訪問看護用レセプトコード情報ファイル記録条件仕様。	調整中	調整中	
	9	オンラインによる請求に係る標準仕様案（訪問看護用）	訪問看護用レセプトコード情報ファイル記録条件仕様。	訪問看護用レセプトコード情報ファイル記録条件仕様。	調整中	調整中	
	10	訪問看護標準費マスター（レセプト案）	訪問看護標準費マスターのレセプト案。	訪問看護標準費マスターのレセプト案。	調整中	調整中	
	11	オンライン請求システム操作手順書 ※オンライン請求システムの操作手順等を記載。	オンライン請求システムセツアップガイドのセツアップ手順書。 （現時点では令和5年5月下旬公表の想定）	オンライン請求システムセツアップガイドのセツアップ手順書。 （現時点では令和5年5月下旬公表の想定）	(参考) 支払基金HP	調整中	調整中
	12	運用編	オンライン請求システムを用いたオンライン請求の方法等について記載した操作手順書。 （現時点では令和5年5月下旬公表の想定）	オンライン請求システムを用いたオンライン請求の方法等について記載した操作手順書。 （現時点では令和5年5月下旬公表の想定）	調整中	調整中	調整中
	13	印刷対象帳票・CSV作成対象ファイル<訪問看護用>	オンライン請求システムから出力される帳票及びCSVファイルを整理した資料。 （現時点では令和5年5月下旬公表の想定）	オンライン請求システムから出力される帳票及びCSVファイルを整理した資料。 （現時点では令和5年5月下旬公表の想定）	調整中	調整中	調整中
	14	振込額明細シート	審査支払機関からオンライン請求を実施した訪問看護事業所に還元される振込額明細のサンプルシート。	審査支払機関からオンライン請求を実施した訪問看護事業所に還元される振込額明細のサンプルシート。	(参考) 支払基金HP 国保中央会HP （※No.3,4のみ掲載）	調整中	調整中

「訪問看護レセプト（医療保険請求分）のオンライン請求開始に係るシステムベンダ向け技術解説書」の参考資料等一覧

分類	No.	文書名称（訪問看護用規定）	文書概要（訪問看護用規定）	既存資料（医科・歯科・調剤）公開場所	既存資料（医科・歯科・調剤）公開URL	訪問看護情報提供場所	訪問看護情報提供時期
オンライン請求に係るシステムベンダ向け技術解説書 ※オンライン請求を開始するにあたって必要となるシステムの設定手順を記載。	15	【参考】オンライン請求及びオンライン資格確認等システム接続可能回線（IP-VPN及びIPsec+IKE）及びネットワーク事業者の一覧表	オンライン請求システム及びオンライン資格確認等システム接続可能回線（IP-VPN及びIPsec+IKE）及びネットワーク事業者の一覧表。	（参考） 診療報酬情報提供サービス	（参考） 訪問看護レセプト（医療保険請求分）のオンライン請求開始に係るシステムベンダ向け技術解説書 訪問看護レセプト電子化	調整中	調整中
	16	無線LANセキュリティ設定手順書	オンライン請求用端末を無線LAN環境で使用する場合のセキュリティ設定に係る手順書。	（参考） 支払基金HP	（参考） https://www.ssk.or.jp/seik/yushihara/online/nyokikan/index.html	調整中	調整中
	17	オンライン請求システムの稼働時間等	オンライン請求システムの稼働時間等について整理した資料。	（参考） 支払基金HP	（参考） https://www.ssk.or.jp/seik/yushihara/online/nyokikan/index.html	調整中	調整中
	18	オンライン配信日程	返戻レセプト、再審査等返戻レセプト及び各種票等のデータに係るダウンロード可能期間を整理した、年度毎に更新されている資料。			調整中	
セキュリティ・安全管理等に関する参考資料 ※オンライン請求を開始するにあたって考慮すべき事項 程・ガイドライン等を記載。	19	オンライン資格確認等、レセプトのオンライン請求及び健康保険組合に対する社会保険手続に係る電子申請システムに係るセキュリティに関するガイドライン	レセプトのオンライン請求に係る電子申請システムに係るセキュリティに関するガイドライン。医療情報システムの安全管理に関するガイドライン第5.2版（令和4年3月）の下位ガイドライン。	（参考） 診療報酬情報提供サービス	（参考） 5 訪問看護レセプト（医療保険分）のオンライン請求開始に係るシステムベンダ向け技術解説書 訪問看護レセプト電子化	調整中	調整中
	20	オンライン資格確認等システム及びレセプトのオンライン請求システムに係る安全対策の規程例	オンライン資格確認システム及びオンライン請求システムの運用に当たって使用される機器、端末、ソフトウェア等の適正な取扱いに關して必要な事項を定めるとともに、本システムで取り扱う患者の資格情報、薬剤情報、特定健診情報等の個人情報に関する必要な事項を定める各医療機関の規程の例。「オンライン資格確認等、レセプトのオンライン請求及び健康保険組合に対する社会保険手続に係る電子申請システム」に係るセキュリティに関するガイドライン等の規定について（令和2年10月5日保連発1005第1号）別添4。			調整中	
	21	レセプトのオンライン請求システムに係る安全対策の規程例（保険医療機関及び保険薬局用）	オンライン請求システムで使用される機器、ソフトウェア及び運用に必要な各種機能全般について、その取扱い並びに管理に関する事項を定め、患者の氏名や保険名等の慎重な取扱いを要する個人情報を通じて保護し、業務を円滑に実行できることを目的とした各医療機関の規程の例。「オンライン資格確認等、レセプトのオンライン請求及び健康保険組合に対する社会保険手続に係る電子申請システム」に係るセキュリティに関するガイドライン等の規定について（令和2年10月5日保連発1005第1号）別添5。	（参考） 支払基金HP	（参考） 5 訪問看護レセプト（医療保険分）のオンライン請求開始に係るシステムベンダ向け技術解説書 訪問看護レセプト電子化	調整中	調整中
オンライン請求システムに係る運用規定・利用規約	22	オンライン請求ネットワーク関連システム共通認証局運用規程	令和2年度に新設されたオンライン請求ネットワーク関連システム共通認証局のオンライン請求ネットワーク関連システムに係る運用規程。	（参考） 支払基金HP	（参考） トプページ>診療報酬の請求支払>オンライン請求	調整中	調整中
	23	オンライン請求システム利用規約（支払基金・国保中央会）	支払基金及び国保中央会で定める、オンライン請求システムを利用するに当たっての利用規約。	（参考） 支払基金HP 及び 国保中央会HP	（参考） 支払基金HP ・支払基金HP https://www.ssk.or.jp/seik/yushihara/online/index.html ・国保中央会HP ホームページ>システム情報>オンライン請求システム	調整中	調整中
電子証明書（オンライン請求ネットワーク関連システム共通認証局）関連資料	24	オンライン請求ネットワーク関連システム共通認証局電子証明書の発行等申請の手引き	令和2年度に新設されたオンライン請求ネットワーク関連システム共通認証局が発行する電子証明書の発行等申請の手引き。	（参考） 支払基金HP	（参考） トプページ>診療報酬の請求支払>オンライン請求	調整中	調整中
※電子証明書発行に係る情報を記載	25	オンライン請求ネットワーク関連システム共通認証局ユーザマニュアル（Windows IE）	令和2年度に新設されたオンライン請求ネットワーク関連システム共通認証局が発行するオンライン請求に関するユーザマニュアル（Windows IE版）。「電子証明書の更新手順書」の参照資料。		（参考） トプページ>診療報酬の請求支払>レセプト電算処理システム>保険医療機関・保険薬局の接続>ダウンロード情報	調整中	調整中
	26	オンライン請求ネットワーク関連システム共通認証局ユーザマニュアル（Windows ChromiumEdge）	令和2年度に新設されたオンライン請求ネットワーク関連システム共通認証局が発行するオンライン請求に関するユーザマニュアル（Windows ChromiumEdge版）。「電子証明書の更新手順書」の参照資料。		（参考） トプページ>診療報酬の請求支払>レセプト電算処理システム>保険医療機関・保険薬局の接続>ダウンロード情報	調整中	調整中
端末動作環境（訪問看護）	27	電子証明書インストールマニュアル（Windows IE）	電子証明書のダウンロード及びインストールの手順を簡易に説明した資料。（Windows IE版）	（参考） 支払基金HP	（参考） ダウンロード情報：オンライン請求システム操作手順書 https://www.ssk.or.jp/seik/yushihara/rezept/nyokikan/download/index.html	調整中	調整中
	28	端末動作環境（訪問看護）	訪問看護のオンライン請求に必要な端末の要件などを整理した資料。	（参考） 診療報酬情報提供サービス	（参考） 5 訪問看護レセプト（医療保険分）のオンライン請求開始に係るシステムベンダ向け技術解説書 訪問看護レセプト電子化	調整中	調整中 診療報酬情報提供サービス 公表中

【参考】オンライン請求及びオンライン資格確認等システム接続可能回線・事業者一覧表

参考資料No.15
2022年11月1日現在

■ IP-VPN接続可能回線 (IP-VPN接続方式)

○: 接続可能 ×: 接続不可 —: サービス提供外

No.	事業者名	回線種別	サービス名	オンライン請求				(参考) オンライン資格確認 接続可能回線 医療機関・薬局		備考
				保険者		医療機関・薬局・事務代行者		東日本エリア	西日本エリア	
				東日本エリア	西日本エリア	東日本エリア	西日本エリア			
1	NTT東日本・西日本	フレッツ 光ネクスト	ファミリータイプ ファミリー・ハイスピードタイプ マンションタイプ マンション・ハイスピードタイプ		○		○		○	
2			ファミリー・ギガラインタイプ マンション・ギガラインタイプ	○				○		○
3			ギガファミリー・スマートタイプ ギガマンション・スマートタイプ ※1			○				
4			ファミリー・スーパーハイスピードタイプ マンション・スーパーハイスピードタイプ	-	○	-	○ ※3	-	○	
5			ビジネスタイプ	× ※2		○ ※3				
6			プライオ1 0 プライオ1 ※4	○	-	○	-	○	-	
7		フレッツ 光クロス	-	× ※2	× ※2	○ ※3	○ ※3	○	○	
8		フレッツ 光ライト ※5	ファミリータイプ マンションタイプ	× ※2	× ※2	○ ※3	○ ※3	○	○	
9		フレッツ 光ライトプラス ※5	-		-	-	-		-	
10		フレッツ・ADSL ※6	モアⅢ (4.7Mタイプ)		-	-	-			
11			モアⅡ (4.0Mタイプ)	○	○	○	○			
12			モア (1.2Mタイプ)							
13			8Mタイプ 1.5Mタイプ エントリー (1Mタイプ)		-		-			
14		ビジネスタイプ	× ※2			× ※2				
15	中部テレコミュニケーション株式会社 (CTC)	ビジネスコムファ光	ビジネスコムファプロ ビジネスコムファライト	-	(○) 中部地区のみ ※7	-	(○) 中部地区のみ ※7	-	(○) 中部地区のみ ※7	「ビジネスコムファレボ」接続サービスのご利用が別途必要です。
16	株式会社QTnet	BBIQ	ホームタイプ マンションタイプ オフィスタイプ ラスタタイプ	-	(○) 九州地区のみ	-	(○) 九州地区のみ	-	(○) 九州地区のみ	「BBIQレセプトオンライン接続サービス」のご利用が別途必要です。
17	光コラボレーション事業者等	光コラボレーション事業者が提供するサービスの場合は、上記の「○」に準じていけば利用可能となりますので、サービスの詳細については各事業者へお問合せ願います。 ※西日本エリアの光コラボレーション事業者が提供するサービスにおいて、フレッツ 光ネクスト ファミリー・スーパーハイスピードタイプ及びマンション・スーパーハイスピードタイプ種・フレッツ 光クロス・フレッツ 光ライト・フレッツ 光ライトプラスについてはIPv6による接続となります。すでに他の回線でオンライン請求(IPv4)を利用して回線のタイプを変更する場合は、変更届および設定変更が必要となりますのでご注意ください。 なお、コラボレーション事業者は、以下のホームページにてご確認頂くことが可能です。 東日本エリア https://fleets.com/collabo/list/ 西日本エリア https://fleets-w.com/collabo/list/index.php								

- ※1 「無線LANセキュリティ設定手順書」による設定を必ず行い、利用者の責任において利用願います。
- ※2 インターネット接続方式で接続可能な場合がありますので、詳しくは、IPsec+IKEサービス提供事業者へお問合せください。
- ※3 IPv6による接続となります。すでに他の回線でオンライン請求(IPv4)を利用して回線のタイプを変更する場合は、変更届および設定変更が必要となりますのでご注意ください。
- ※4 帯域優先は利用できません。フレッツ・VPN プライオのアクセス回線としても利用する場合、接続構成にご注意ください。
- ※5 フレッツ 光ライト・フレッツ 光ライトプラスは従量制の料金体系です。
- ※6 フレッツADSLは2023年1月31日サービス終了予定です。(フレッツ光提供エリアに限る)
- ※7 愛知県、岐阜県、三重県、静岡県(富士川以西)、長野県

■ IPsec+IKEサービス提供事業者 (インターネット接続方式)

○: 接続可能 ×: 接続不可 —: サービス提供外

No.	事業者名	接続種別	サービス名	医療機関 薬局 事務代行者	保険者
1	株式会社NTT PC コミュニケーションズ	オンライン 請求 オンライン 資格確認	IP-Members	○	○ —
2	株式会社NTTデータ中国	オンライン 請求 オンライン 資格確認	@OnDemand接続サービス	○	× —
3	富士通株式会社	オンライン 請求 オンライン 資格確認 および オンライン 請求	FENICSメディカル・グループネットサービス FENICS II コニバーサルコネクアドバンス メディカルVPN接続サービス	○	○ ×
4	三菱電機インフォメーション ネットワーク株式会社	オンライン 請求 オンライン 資格確認	セキュアネットワークサービス SecureMinderレセプト (旧セキュアネットワークサービス<レセプト>) セキュアネットワークサービスSecureMinder オンライン資格確認	○	○ —

本資料については、2022年11月時点の医療機関・薬局向けの資料であり、訪問看護についての問合せは下記訪問看護ヘルプデスクへお問合せください。

【サービスデスク】

●メール : houkan-seikyuu-support@qunie.com

●営業時間 : 月～金 : 9:00-18:00 (祝日、年末年始を除く)

※問合せの際には、はじめに訪問看護ステーションの所在地道府県名、訪問看護ステーションコード、訪問看護ステーション名を記載いただきますよう協力をお願いいたします。

オンライン資格確認等、
レセプトのオンライン請求及び
健康保険組合に対する社会保険手続きに
係る電子申請システムに係る
セキュリティに関するガイドライン

令和2年10月

厚生労働省

目 次

I 総則	1
1 目的	1
2 適用範囲	3
3 位置付け	4
4 構成	5
5 見直し	5
II セキュリティに関するガイドライン	6
1 組織・体制	6
(1) 責任者の任命	6
(2) 責任の所在	6
(3) 連絡体制	6
2 情報の分類と管理	7
(1) 情報の管理責任	7
(2) 情報の分類	7
(3) 情報の分類に応じた管理方法	7
3 物理的セキュリティ	8
(1) 医療機関及び薬局の機器の設置等	8
(2) 審査支払機関の機器の設置等	8
(3) 医療保険者等の機器の設置等	8
(4) 実施機関の機器の設置等	8
4 人的セキュリティ	9
(1) すべての人員の基本的な責務	9
(2) 機関の長の責務	9
5 技術的セキュリティ	10
(1) 資格情報等の機密性の確保	10
(2) レセプトデータの機密性の確保	10
(3) 社会保険適用情報の機密性の確保	10
(4) 伝送相手の正当性の確保	10
(5) 伝送事実の正当性の確保	10
(6) システムの機密性の確保	11
(7) 伝送経路の機密性の確保	11
(8) 伝送の完全性の確保	11
(9) 他システムと接続する場合の要求事項	11
6 オンライン資格確認等システム/オンライン請求システム/健保組合電子申請システムの開発及び管理	12
(1) 開発規程	12
(2) 管理規程	12
(3) 開発及び試験環境と運用環境の分離	12
7 規程遵守	13
(1) セキュリティポリシー	13
(2) オンライン資格確認等業務に係る利用規約等	13
(3) オンライン請求業務に係る利用規約等	13
8 規程に対する違反への対応	14
9 評価・見直し	15
(1) 監査証跡の保管	15
(2) 監査の実施	15
(3) 監査結果に基づく措置	15

I 総則

1 目的

一般に、情報システムを導入することで、事務処理の効率化や利便性の向上等を実現できる。しかしながら、十分なセキュリティ対策を講じないままに情報システムを導入すると、関連データの漏えい、消失及び破壊を招くほか、導入した情報システムが機能停止に陥る等、対象とする事務処理にかえって悪影響を及ぼすことになりかねない。オンライン資格確認システム、薬剤情報閲覧機能、特定健診情報閲覧機能及びレセプト振替機能に関わるシステム（以下「オンライン資格確認等システム」という。）、診療報酬明細書・調剤報酬明細書（以下「レセプト」という。）等の請求データをオンラインで受け渡す仕組みを整備したシステム（以下「オンライン請求システム」という。）及び健康保険組合に対する社会保険手続に係る電子申請システム（以下「健保組合電子申請システム」という。）についても、決して例外ではない。特に、オンライン資格確認等システム及びオンライン請求システムは、患者の資格情報等及びレセプトを、健保組合電子申請システムでは、加入者の資格情報といった慎重な取扱いを要する個人情報¹を伝送するシステムであるため、安全性の高いセキュリティ対策を講じる必要がある。

このような観点から、本ガイドラインは、オンライン資格確認、薬剤情報閲覧、特定健診情報閲覧及びレセプト振替に係る各業務（以下、「オンライン資格確認等業務」と総称する。）、レセプトのオンラインによる提出及び受取（以下「オンライン請求業務」という。）及び健康保険適用処理業務の実施に際し、個人情報等を適切に保護するとともに、円滑な業務遂行に資することを目的として、これらの業務及びこれらのシステムを利用する機関が遵守すべき事項を示すものである。

※留意事項

病院、診療所及び薬局（以下「医療機関等」という。）は、情報システムの導入に当たっては、「診療録等の保存を行う場所について」（平成14年3月29日付け医政発0329003号・保発第0329001号厚生労働省医政局長・保険局長通知）、「民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律」（平成16年法律第149号）、「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」（平成29年4月14日付け個情第534号、医政発0414第6号、薬生発0414第1号、老発0414第1号個人情報保護委員会事務局長・厚生労働省医政局長・厚生労働省医薬・生活衛生局長・厚生労働省老健局長通知）、「個人情報の保護に関する法律」（平成15年法律第57号）、「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」（厚生労働省政策統括官通知）等の関連法令及びガイドラインを参照して適切に導入する必要がある。「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」は、医療に関わる情報を扱う全ての情報システムと、それらのシステムの導入、運用、利用、保守及び廃棄に関わる人又は組織を対象としている。

オンライン資格確認等システム及びオンライン請求システムは、いずれも医療に関わる情報を扱う情報システムである。したがって、両システムの導入に際しても、「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」に沿って導入、運用、利用、保守及び廃棄が行われるべきものと考えられる。なお、「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」は、情勢に応

¹ **個人情報**：個人に関する情報であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）をいう。

じた改定を随時行っており、適宜最新版を参照されたい。

健康保険組合（健保組合電子申請システムにおいて、直接API連携するクラウドサービスを提供する事業者を含む。以下同じ。）は、健保組合電子申請システムの導入に当たり、「個人情報の保護に関する法律」（平成15年法律第57号）、「健康保険組合等における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」（平成29年4月14日付け個情第538号保発0414第18号健康保険組合理事長あて個人情報保護委員会事務局長・厚生労働省保険局長通知）、「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」（厚生労働省政策統括官通知）、「行政手続におけるオンラインによる本人確認の手法に関するガイドライン」（平成31年2月25日付け各府省情報化統括責任者（CIO連絡会議決定））等の関連法令及びガイドラインを参照して適切に導入する必要がある。

国民健康保険組合は、情報システムの導入に当たっては、「国民健康保険組合における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」（平成29年4月14日付け個情第540号保発0414第16号個人情報保護委員会事務局長・厚生労働省保険局長通知）、「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」（厚生労働省政策統括官通知）等のシステム関連法令及びガイドラインを参照して適切に導入する必要がある。

国民健康保険団体連合会（以下「国保連合会」という。）及び国民健康保険中央会（以下「国保中央会」という。）は情報システムの導入に当たっては、「国民健康保険団体連合会等における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」（平成29年4月14日付け個情第541号保発0414第10号個人情報保護委員会事務局長・厚生労働省保険局長通知）、「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」（厚生労働省政策統括官通知）等のシステム関連法令及びガイドラインを参照して適切に導入する必要がある。

2 適用範囲

本ガイドラインは、オンライン資格確認等システム／オンライン請求システム／健保組合電子申請システムを利用する全ての機関を対象とする。したがって、対象機関には、医療機関等だけでなく、医療保険者等、社会保険診療報酬支払基金（以下「支払基金」という。）・国保連合会により組織される審査支払機関、及び本システムを維持・運営する実施機関（以下「実施機関」という。）をも含む。

また、本ガイドラインは、オンライン資格確認等システムにおいて伝送される資格情報等、オンライン請求システムにおいて伝送されるレセプト及び健保組合電子申請システムにおいて伝送される社会保険適用情報をその対象とする。一方で、物理的手法による搬送等の従来からのレセプト請求及びこれらレセプト請求に付随する業務や、健康保険の適用に関する届出及びこれに付随する業務は、対象には含まない。

本ガイドラインの対象範囲を、図1に示す。

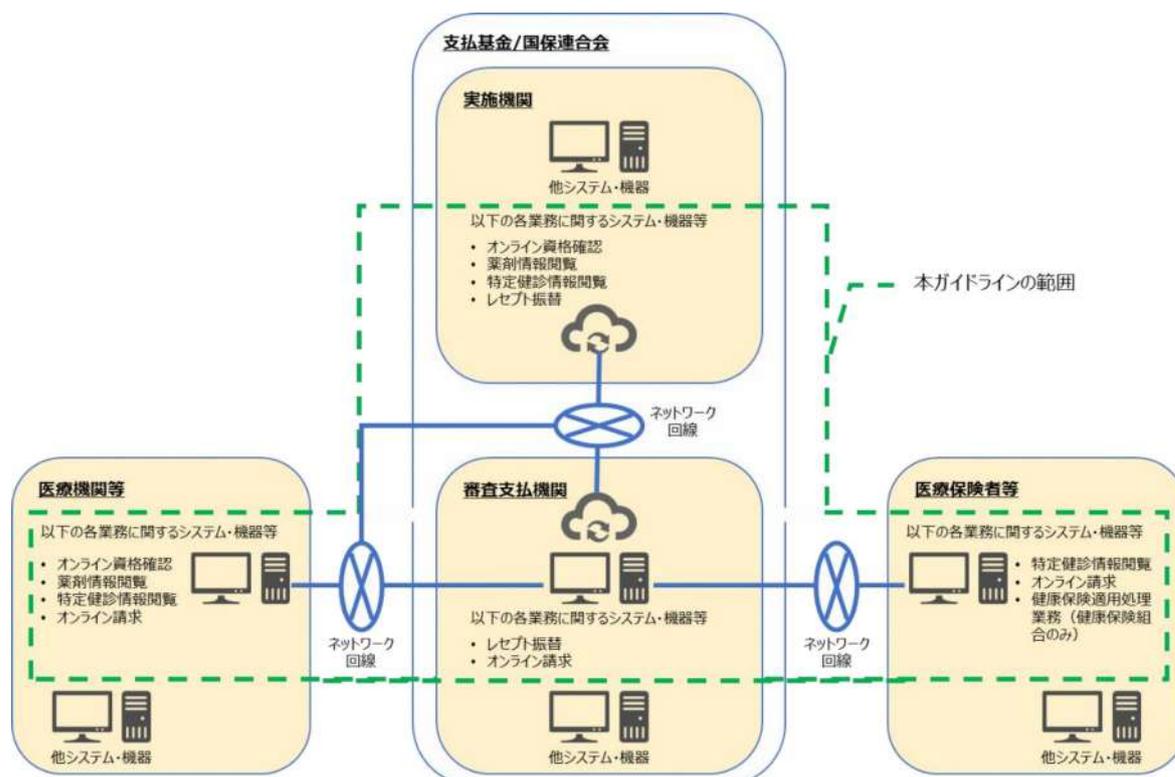


図1：本ガイドラインの対象範囲

3 位置付け

本ガイドラインは、前項の適用範囲に基づき、オンライン資格確認等システム、健保組合電子申請システムの利用開始及びレセプトのオンライン化に伴って必要となるセキュリティ対策について、基本的な考え方を示すものであり、オンライン資格確認等業務／オンライン請求業務／健康保険適用処理業務に携わる人、組織及びシステムが最低限満たす必要があると考えられる項目を示している。

したがって、オンライン資格確認等業務／オンライン請求業務／健康保険適用処理業務を実施しようとする機関は、本ガイドラインの内容に基づき、その機関においてどのように目的を達成していくかを示した基本方針等を作成することが求められる。

本ガイドラインの位置付けを、図2に示す。

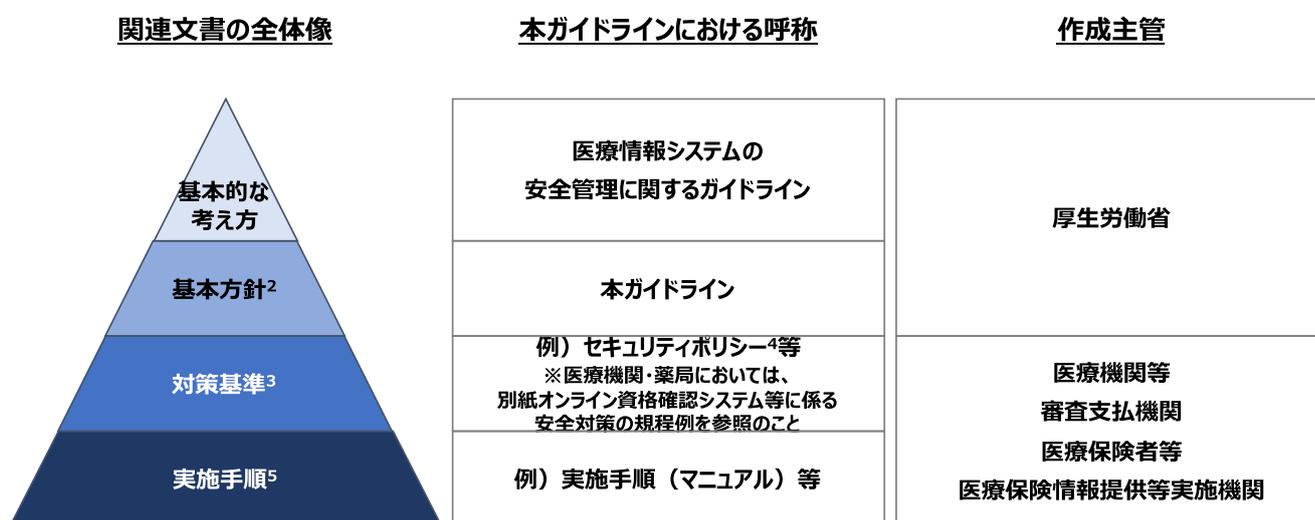


図2：ガイドラインの位置付け

² **基本方針**：組織におけるセキュリティ対策に対する根本的な考え方を表わすもので、組織がどのような情報資産をどのような脅威からなぜ保護しなければならないのかを明らかにし、組織の情報セキュリティに対する取組姿勢を示すものをいう。

³ **対策基準**：基本方針に定められた情報セキュリティを確保するために遵守すべき行為及び判断等の基準、即ち、基本方針を実現するために何を行なわなければいけないかを示すものをいう。

⁴ **セキュリティポリシー**：組織が所有する情報及び情報システム等の情報資産のセキュリティ対策について、総合的・体系的かつ具体的に取りまとめたものをいう。情報資産への脅威に対する対策について、基本的な考え方及び情報セキュリティを確保するための体制、組織及び運用を含めた規程をいう。基本方針及び対策基準からなる。

⁵ **実施手順**：セキュリティポリシーには含まれないものの、対策基準に定められた内容を具体的な情報システム又は業務において、どのような手順に従って実行していくのかを示すものをいう。

4 構成

本ガイドラインの構成を、表1に示す。

表1：ガイドラインの構成

構成	概要
組織・体制	オンライン資格確認等業務／オンライン請求業務／健康保険適用処理業務に関わる組織の責任と役割について記述する。
情報の分類 ⁶ と管理	オンライン資格確認等業務／オンライン請求業務／健康保険適用処理業務に関わる情報等の分類と分類に応じた管理方法について記述する。
物理的セキュリティ	オンライン資格確認等システム／オンライン請求システム／健保組合電子申請システムで使用される機器の設置される環境が備える設備要件について記述する。
人的セキュリティ	オンライン資格確認等業務／オンライン請求業務／健康保険適用処理業務に関わる人員の役割と責任、人員に対する教育について記述する。
技術的セキュリティ	オンライン資格確認等システム／オンライン請求システム／健保組合電子申請システムが備えるセキュリティ機能要件について、ハードウェア、ソフトウェア及びネットワークの観点で記述する。
オンライン資格確認等システム／オンライン請求システム／健保組合電子申請システムの開発及び管理	オンライン資格確認等システム／オンライン請求システム／健保組合電子申請システムの管理運用に関する整備すべき文書及び遵守事項について記述する。
規程遵守	オンライン資格確認等システム／オンライン請求システム／健保組合電子申請システムを導入するに当たり整備すべき文書について記述する。
規程に対する違反への対応	オンライン資格確認等システム／オンライン請求システム／健保組合電子申請システムの運用時における規程違反に対する対応について記述する。
評価見直し	オンライン資格確認等業務／オンライン請求に関わる業務／健保組合電子申請システム、システム及び文書の運用に対する監査について記述する。

5 見直し

本ガイドラインは、情報通信に関する環境の変化、オンライン資格確認等業務、オンライン請求及び健康保険の適用に関する届出の状況その他の事情を総合的に勘案し、必要に応じた見直しを行うものとする。

⁶ 情報の分類：情報資産に対し、機密性、完全性、可用性の3つの側面から重要性及び開示範囲の分類を行ったものをいう。この分類は、情報資産をどのように扱い、保護するかを決めるための判断基準となり、これに基づき要求されるセキュリティ水準が定められる。

II セキュリティに関するガイドライン

以下、各規程の冒頭に、当該規程の遵守が求められる対象機関を示している。規程対象の各機関は、図1に示す業務に関して遵守すべきと定められる事項について参照されたい。

1 組織・体制

(1) 責任者の任命

対象：医療機関等／審査支払機関／医療保険者等／実施機関

機関の長⁷は、必要な情報セキュリティを確保できる体制を確立するため、「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン 第6.3章」及び「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン 第10章」に準じて、オンライン資格確認等業務／オンライン請求業務／健康保険適用処理業務に携わる人員の情報セキュリティに関する役割と責任を定義するとともに、これについての責任者を任命すること。

(2) 責任の所在

対象：医療機関等／審査支払機関／医療保険者等／実施機関

機関の長は、オンライン資格確認等システム／オンライン請求システム／健保組合電子申請システムを適切に運用するため、「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン 第4章」、「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン 第6.3章」及び「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン 第6.10章」に準じて、責任の所在を明確にしておくこと。

(3) 連絡体制

対象：医療機関等／審査支払機関／医療保険者等／実施機関

機関の長は、システム障害等発生時における関係各所（システムを運営する実施機関等）との連絡を円滑に行うため、「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン 第6.10章」に準じて連絡体制及び連絡方法を明文化し、これを遵守すること。

⁷ **機関の長**：医療機関等、審査支払機関、医療保険者等及び実施機関において、オンライン資格確認等業務／オンライン請求業務／健康保険適用処理業務に関する全ての責任を有する最高意思決定者をいう。

2 情報の分類と管理

(1) 情報の管理責任

対象：医療機関等／審査支払機関／医療保険者等／実施機関

機関の長は、オンライン資格確認等システム／オンライン請求システム／健保組合電子申請システムで取り扱う情報について、その管理責任を明確化するため、「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン 第4章」、「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン 第6.3章」及び「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン 第10章」に準じて、管理責任者を任命すること。

(2) 情報の分類

対象：医療機関等／審査支払機関／医療保険者等／実施機関

機関の長は、オンライン資格確認等システム／オンライン請求システム／健保組合電子申請システムで取り扱う情報について、組織内で重要度の程度を共有するため、「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン 第6.2.2章」に準じて、情報の分類を定めること。

(3) 情報の分類に応じた管理方法

対象：医療機関等／審査支払機関／医療保険者等／実施機関

機関の長は、オンライン資格確認等システム／オンライン請求システム／健保組合電子申請システムで取り扱う情報について、重要度の程度に応じた適切な取扱いを行うため、「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン 第6.2章」及び「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン 第10章」に準じて、2(2)で行った情報の分類に応じた管理方法について定めること。

3 物理的セキュリティ

(1) 医療機関及び薬局の機器の設置等

対象：医療機関等

医療機関等は、その責任において「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン 第6.4章」及び「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン 第6.10章」に準じて、機器を設置し、運用すること。

(2) 審査支払機関の機器の設置等

対象：審査支払機関

審査支払機関は、その責任において「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン 第6.4章」及び「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン 第6.10章」に準じて、機器を設置し、運用すること。

(3) 医療保険者等の機器の設置等

対象：医療保険者等

医療保険者等は、その責任において「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン 第6.4章」及び「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン 第6.10章」に準じて、機器を設置し、運用すること。

(4) 実施機関の機器の設置等

対象：実施機関

実施機関は、その責任において「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン 第6.4章」及び「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン 第6.10章」に準じて、機器を設置し、運用すること。

4 人的セキュリティ

(1) すべての人員の基本的な責務

対象：医療機関等／審査支払機関／医療保険者等／実施機関

オンライン資格確認等業務／オンライン請求業務／健康保険適用処理業務に携わる全ての者は、「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン 第6.6章」に準じて、業務における人的セキュリティを確保するように努めること。

(2) 機関の長の責務

対象：医療機関等／審査支払機関／医療保険者等／実施機関

機関の長は、「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン 第6.6章」に準じて、その機関におけるオンライン資格確認等業務／オンライン請求業務／健康保険適用処理業務に関する最高責任者として、業務における人的セキュリティを確保するように努めること。

5 技術的セキュリティ

(1) 資格情報等の機密性の確保

対象：オンライン資格確認等業務を行う医療機関等／審査支払機関／医療保険者等／実施機関

オンライン資格確認等業務に携わる全ての者は、「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン 第6.11章」に準じて、オンライン資格確認等システムで取り扱う資格情報等を、これについて正当な権限を有しない者から適切に保護すること。

(2) レセプトデータの機密性の確保

対象：オンライン請求業務を行う医療機関等／審査支払機関／医療保険者等

オンライン請求業務に携わる全ての者は、「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン 第6.11章」に準じて、レセプトデータを、これについて正当な権限を有しない者から適切に保護すること。

(3) 社会保険適用情報の機密性の確保

対象：健康保険適用処理業務を行う健康保険組合

健康保険組合は、「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン 第6.11章」に準じて、社会保険適用情報を、これについて正当な権限を有しない者から適切に保護すること。

(4) 伝送相手の正当性の確保

対象：医療機関等／審査支払機関／医療保険者等／実施機関

オンライン資格確認等業務／オンライン請求業務に携わる全ての者は、「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン 第6.11章」に準じて、伝送相手が正当な相手であることを相互に認証する機能を有すること。

(5) 伝送事実の正当性の確保

対象：医療機関等／審査支払機関／医療保険者等／実施機関

オンライン資格確認等業務／オンライン請求業務に携わる全ての者は、伝送相手が、資格情報等やレセプトデータの送受信に関する事実を確認できるようにすること。具体的には、デジタル署名付きデータの送付と受領確認データの返送、データの送付に関する受領確認データの相互送信、送信ログ及び受信ログの保管等が挙げられる。

(6) システムの機密性の確保

対象：医療機関等／審査支払機関／医療保険者等／実施機関

オンライン資格確認等業務／オンライン請求業務／健康保険適用処理業務に携わる全ての者は、「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン 第6.5章」及び「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン 第6.11章」に準じて、システムの機密性を確保すること。

(7) 伝送経路の機密性の確保

対象：医療機関等／審査支払機関／医療保険者等／実施機関

オンライン資格確認等業務／オンライン請求業務／健康保険適用処理業務に携わる全ての者は、ネットワークの接続方式については、実施機関が別途認められたサービス事業者によるクローズドな接続方式とするとともに、「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン 第6.11章」に準じて、医療機関等、審査支払機関、医療保険者等及び実施機関間を相互に接続するネットワーク回線において、許可されていない者による盗聴及び漏えいに対する機密性を確保する機能を有すること。

(8) 伝送の完全性の確保

対象：医療機関等／審査支払機関／医療保険者等／実施機関

オンライン資格確認等業務／オンライン請求業務／健康保険適用処理業務に携わる全ての者は、「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン 第6.10章」及び「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン 第6.11章」に準じて、ネットワーク回線の切断、ネットワーク機器の故障等の不測の事態にも対処できる機能を有すること。具体的には、レセプトデータ、資格情報及び社会保険適用情報の伝送中にネットワーク障害等が起きた場合、送信機器においてネットワークの切断を検知し、伝送を中止するような機器である。

(9) 他システムと接続する場合の要求事項

対象：医療機関等／審査支払機関／医療保険者等／実施機関

オンライン資格確認等業務／オンライン請求業務／健康保険適用処理業務に携わる全ての者は、「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン 第6.11章」に準じて、オンライン資格確認等システム／オンライン請求システム／健保組合電子申請システムと他システムとをネットワーク接続する場合は、他システムからの悪影響を遮断すること。

6 オンライン資格確認等システム／オンライン請求システム／健保組合電子申請システムの開発及び管理

(1) 開発規程

対象：審査支払機関

審査支払機関は、「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン 第10章」に準じて、オンライン請求システムの開発におけるセキュリティの方針や対策等について明文化し、これを遵守すること。

対象：実施機関

実施機関は、「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン 第10章」に準じて、オンライン資格確認等システムの開発におけるセキュリティの方針や対策等について明文化し、これを遵守すること。

対象：健康保険組合

健康保険組合は、「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン 第10章」に準じて、健保組合電子申請システムの開発におけるセキュリティの方針や対策等について明文化し、これを遵守すること。

(2) 管理規程

対象：審査支払機関

審査支払機関は、「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン 第10章」に準じて、オンライン請求システムの管理におけるセキュリティの方針や対策等について明文化し、これを遵守すること。

対象：実施機関

実施機関は、「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン 第10章」に準じて、オンライン資格確認等システムの管理におけるセキュリティ対策について明文化し、これを遵守すること。

対象：健康保険組合

健康保険組合は、「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン 第10章」に準じて、健保組合電子申請システムの開発におけるセキュリティ対策について明文化し、これを遵守すること。

(3) 開発及び試験環境と運用環境の分離

対象：審査支払機関／実施機関

オンライン資格確認等システム／オンライン請求システムの開発及び試験環境は、「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン 第10章」に準じて、運用環境から分離すること。

7 規程遵守

(1) セキュリティポリシー

対象：医療機関等／審査支払機関／医療保険者等／実施機関

医療機関等、審査支払機関、医療保険者等及び実施機関は、「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン 第6.1章」、「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン 第6.2章」及び「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン 第10章」に準じて、前記1～6において定めた事項を実行するためのオンライン資格確認等システム／オンライン請求システム／健康保険適用処理業務に関わるセキュリティポリシーを策定し、これに基づいて適切にシステムの運用を行うこと。

(2) オンライン資格確認等業務に係る利用規約等

対象：オンライン資格確認等業務を行う医療機関等／医療保険者等／実施機関

実施機関は、オンライン資格確認等システムの安全な運用を図るため、医療機関等を相手として一定の契約を締結する目的で、利用規約等を定めることができることとし、医療機関等は、これを遵守すること。同様に、実施機関は、医療保険者等を相手として一定の契約を締結する目的で、利用規約等を定めることができることとし、医療保険者等は、これを遵守すること。

(3) オンライン請求業務に係る利用規約等

対象：オンライン請求業務を行う医療機関等／医療保険者等／審査支払機関

審査支払機関は、オンライン請求システムの安全な運用を図るため、医療機関等及び医療保険者等を相手として一定の契約を締結する目的で、利用規約等を定めることができることとし、医療機関等及び医療保険者等は、これを遵守すること。

8 規程に対する違反への対応

対象：医療機関等／審査支払機関／医療保険者等／実施機関

機関の長は、自らの機関で定めた内容に対する違反があった場合の対応について、その対応方法及び内容等を明文化するとともに、これに基づき厳正に対応すること。

9 評価・見直し

(1) 監査証跡の保管

対象：審査支払機関

審査支払機関は、「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン 第4章」及び「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン 第10章」に準じて、オンライン請求システムの監査に必要な情報や記録を保管すること。

対象：実施機関

実施機関は、「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン 第4章」及び「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン 第10章」に準じて、オンライン資格確認等システムの監査に必要な情報や記録を保管すること。

(2) 監査の実施

対象：審査支払機関

審査支払機関は、「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン 第4章」及び「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン 第10章」に準じて、システム及び業務に従事する人員とは独立した監査人を任命して監査に関する規程を策定させ、当該監査人に、オンライン請求に係るシステム・機器等の運用・保守、関連業務の運用状況及び関連文書の管理が適切に行われているか、定期的に監査を行わせること。

対象：実施機関

実施機関は、「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン 第4章」及び「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン 第10章」に準じて、システム及び業務に従事する人員とは独立した監査人を任命して監査に関する規程を策定させ、当該監査人に、オンライン資格確認等に係るシステム・機器等の運用・保守、関連業務の運用状況及び関連文書の管理が適切に行われているか、定期的に監査を行わせること。

(3) 監査結果に基づく措置

対象：審査支払機関

審査支払機関の長は、「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン 第4章」及び「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン 第6.2章」に準じて、監査人より監査結果の報告を受け、指摘事項に対する是正措置を講じること。

対象：実施機関

実施機関の長は、「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン 第4章」及び「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン 第6.2章」に準じて、監査人より監査結果の報告を受け、指摘事項に対する是正措置を講じること。

オンライン資格確認等システム及びレセプトのオンライン請求システム に係る安全対策の規程例

〇〇医院（又は病院、薬局）

1 目的

- 本規程は、〇〇医院（以下「当医院」という。）がオンライン資格確認システム、薬剤情報閲覧機能、特定健診情報閲覧機能及びレセプト振替機能に関わるシステム（以下、「オンライン資格確認等システム」という。）及び診療報酬明細書・調剤報酬明細書（以下「レセプト」という。）等の請求データをオンラインで受け渡す仕組みを整備したシステム（以下「オンライン請求システム」という。）を適切に運用するために必要となる基本的な事項を定めるものである。
- オンライン資格確認等システム及びオンライン請求システム（以下「本システム」という。）の運用に当たって使用される機器、端末、ソフトウェア等の適正な取扱いに関して必要な事項を定めるとともに、本システムで取り扱う患者の資格情報、薬剤情報、特定健診情報等の個人情報の適正な管理に関して必要な事項を定めるものである。

2 組織・体制

- 当医院に、オンライン資格確認等システム管理者（以下「システム管理者」という。）を置き、医院長をもって、これに充てる。
- 医院長は、必要な場合、システム管理者を別に指名することができる。
- 本システムを円滑に運用し、責任の所在を明確にするために、本システムに関する情報管理及び運用について、それぞれを担当する責任者（情報管理責任者及び運用責任者）を置く。
- 情報管理責任者及び運用責任者は、医院長が指名することができる。
- システム管理者は、緊急時及び災害時の連絡、復旧体制及び回復手順を定めるとともに、非常時においても当該文書等を参照できるよう適切に保管する。

3 システム管理者の責務

- ・ システム管理者は、本システムに関する送信機器の設定変更、更新を行う管理者権限等これらの運用における最終的な責任を負うものとする。
- ・ システム管理者は、送信機器やソフトウェアに変更があった場合においても、利用者がオンライン資格確認等業務の遂行を継続的にできるよう環境を整備するものとする。
- ・ システム管理者は、本システムを正しく利用させ、個人情報及び重要情報の思わぬ漏えいを防ぐために、運用方法について、教育・訓練計画等を定めた上で、利用者の教育と訓練を行うものとする。

4 情報管理責任者の責務

- ・ 情報管理責任者は、本システムで取り扱う患者の個人情報の適正な管理に関する責任を負う。
- ・ 情報管理責任者は、本システムで取り扱う情報について、組織内で重要度の度合いを共有するため、各々の情報の機密性を踏まえ、次の重要性分類を定義する。

厳秘	機密性が極めて高い情報の種別（例：薬剤情報、特定健診情報）
秘密	特定の範囲に限り開示することができる機密性が高い情報の種別 （例：実施手順（マニュアル））
公開	広く一般に公開可能である情報の種別

- ・ 情報管理責任者は、特に、本システム導入時、適切に管理されていないメディア使用時、又は外部からの情報受領時においては、コンピュータウイルス等の不正なソフトウェアが混入していないか確認する。

5 運用責任者の責務

- ・ 運用責任者は、本システムの運用に当たって使用される機器、端末、ソフトウェア等の適正な取扱いに関する責任を負う。
- ・ 本システムの送受信機器は、以下の業務に使用する。したがって、運用責任者はこれらの業務に必要なとするソフトウェア以外のソフトウェアはインストールされていない事を点検する。
 - ▶ オンライン資格確認等業務
 - ▶ オンライン資格確認等業務の遂行上必要となる業務
 - ▶ オンライン請求業務（レセプト作成業務等を含む。）
 - ▶ オンライン請求業務の遂行上必要となる業務
- ・ 運用責任者は、本システムで使用する送信機器にコンピュータウイルス対策ソフトウェアをインストールするとともに、定期的にコンピュータウイルスのチェックを行い、感染の防止に努める。
- ・ 運用責任者は、ネットワークの不正な利用を発見した場合には、直ちにその原因を追求し対策を実施するものとする。
- ・ 運用責任者は、本システムの取扱いについて実施手順（マニュアル）を整備し、利用者に周知の上、常に利用可能な状態にしておくものとする。

- ・ 運用責任者は、本システムで取り扱う情報、本システムを構成する機器・ソフトウェアをリストアップした上で重要度に応じた分類を行い、必要に応じて情報の分類を表示する。また、常にリストを最新の状態に維持する。
- ・ 本システムに関する送受信機器は、関係者以外の者による覗き見を防止するため、スクリーンフィルタを設置する等の対策を施す。

6 利用者の責務

- ・ 利用者は、本規程及び本システムの実施手順（マニュアル）に定められている事項を遵守するものとする。
- ・ 利用者は、システム管理者の許可を得ず、送信機器等を部屋外への持ち出しをしないものとする。
- ・ 利用者は、本システムを正しく利用するための教育と訓練を受けるものとする。
- ・ 利用者は、職務上知り得た個人情報を漏らさないものとする。その職を辞した後も、同様である。
- ・ 利用者は、個人情報の漏えい及び改ざんが生じた場合及びそれらが生じる恐れがある場合には、速やかに運用責任者に連絡し、その指示に従うものとする。
- ・ 利用者は、情報セキュリティ対策について不明な点、遵守することが困難な点等については、速やかに情報管理責任者に相談するものとする。
- ・ 利用者は、本システムで取り扱う情報については、当院内において定義した機密性分類に従って、取扱いを行う。
- ・ 利用者は、関係者以外の者が不正に本システムを利用できないようにユーザ ID 及びパスワード等を、本人しか知り得ない状態に保つように適切に管理する。
- ・ 本システムで取り扱うシステムにおいて、2要素認証を採用している場合を除き、利用者は、パスワードを定期的に変更する。（最長でも2か月以内に変更する）
- ・ 利用者は、パスワードについて、類推しやすい文字列、極端に短い文字列、類似の文字列を繰り返し使用しない。

7 規程に対する違反への対応

- ・ システム管理者は、本規程に定める事項及び本機関で別に定める事項に対する違反があった場合の対処方法について明確にするとともに、それに従って、厳正に対応する。

8 評価・見直し

- ・ システム管理者は、本規程に定める事項及び本機関で別に定める事項を評価し、必要に応じて、定期的に見直す。

9 その他

- ・ 適切なセキュリティ対策を図るために、当医院は「別表：本システム導入のために特に留意すべきセキュリティ対策」に示す技術的対策等を行う。

- ・ その他、本規程の実施に関し必要な事項がある場合については、医院長がこれを定める。

10 適用年月日

- ・ 本規程は令和〇年〇月〇日より適用する。

別表：本システム導入のために特に留意すべきセキュリティ対策

1	本システムへのアクセスについては、利用者の識別と認証を行うこと。
2	本システムを導入する際は、オンライン請求ネットワークを利用し、ネットワーク経路でのメッセージ挿入、コンピュータウイルス混入等の改ざんを防止する対策を行うこと。
3	本システムを導入する際は、コンピュータウイルス等の不正なソフトウェアの混入を防ぐ適切な措置をとること。また、その対策の有効性・安全性の確認・維持（例えばパターンファイルの更新の確認・維持）を行うこと。
4	本システムの運用に当たって使用される機器、端末等において、接続できる外部記憶媒体（USB 機器等）の制限を実施すること。
5	本システムを導入する際は、外部ネットワークから本システムへのアクセスを制限する仕組みを導入し、ネットワーク事業者に対して外部ネットワークからのアクセスを制限する仕組みが導入されていることを確認すること。
6	本システムを導入する際は、医療機関等内部ネットワークにおいても、セキュリティ要件の異なるシステム間や安全管理上の重要部分との境界にはファイアウォール等を設置し、ネットワークを物理的又は論理的に分割すること。
7	<p>本システムの導入に当たり無線 LAN を利用する場合は、以下の対策を実施すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・利用者以外に無線 LAN の利用を特定されないようにすること ・関係者以外のアクセスを禁止する対策を施すこと。 ・通信を暗号化し情報を保護すること。
8	本システムを導入する際は、ネットワーク事業者に対して、医療機関間の通信を制限する仕組みを導入していることを確認すること。

レセプトのオンライン請求システムに係る安全対策の規程例 (保険医療機関及び保険薬局用)

〇〇医院 (又は病院、薬局)

1 目的

この規程 (以下「本規程」という。) は、〇〇医院 (以下「当医院」という。) において、オンライン請求システムで使用される機器、ソフトウェア及び運用に必要な仕組み全般について、その取り扱い並びに管理に関する事項を定め、患者の氏名や傷病名等の慎重な取り扱いを要する個人情報を適切に保護し、業務を円滑に遂行できることを目的とする。

2 組織・体制

- ・ 当医院にオンライン請求システム管理者 (以下「システム管理者」という。) を置き、医院長をもってこれに充てる。
- ・ 医院長は必要な場合、システム管理者を別に指名することができる。
- ・ オンライン請求システムを円滑に運用し、責任の所在を明確にするため、オンライン請求システムに関する情報管理及び運用について、それぞれを担当する責任者 (情報管理責任者及び運用責任者) を置く。
- ・ 情報管理責任者及び運用責任者は、医院長が指名することができる。
- ・ システム管理者は緊急時及び災害時の連絡、復旧体制並びに回復手順を定め、非常時においても参照できるように保存し、保管する。

3 情報の分類と管理

- ・ 情報管理責任者は、オンライン請求システムで取り扱う情報について、組織内で重要度の度合いを共有するため、各々の情報の機密性を踏まえ、次の重要性分類に従って分類する。
 - 厳秘：機密性が極めて高い情報の種別 (例；レセプトデータ)
 - 秘密：特定の範囲に限り開示することができる機密性が高い情報の種別
(例；実施手順 (マニュアル))
 - 公開：広く一般に公開可能である情報の種別
- ・ オンライン請求システムで取り扱う情報について、ファイル名又は記録媒体等に情報の分

類が分かるように表示をする等適切な管理を行わなければならない。

4 送信機器の設置場所等

- ・ オンライン請求システムの送信機器を設置する場所を、パーティション等で仕切るか又は送信機器に覆いをするか等により、関係者以外の者が機器に接しないようにする。
- ・ オンライン請求システムの送信機器は、オンライン請求業務（レセプト作成業務を含む。）のみに使用する。したがって、業務に必要とするソフトウェア以外のソフトウェアはインストールしない。

5 利用者の責務

- ・ 利用者は、本規程及びオンライン請求システムの実施手順（マニュアル）に定められている事項を遵守すること。
- ・ 利用者は、システム管理者の許可を得ず、送信機器及び記録媒体等を部屋外への持ち出しをしないこと。
- ・ 利用者は、オンライン請求システムを正しく利用するための教育と訓練を受けること。
- ・ 利用者は、職務上知り得た個人情報を漏らさないこと。その職を辞した後も、同様である。
- ・ 利用者は、個人情報の漏えい及び改ざんが生じた場合、並びにそれらが生じる恐れがある場合には、速やかに運用責任者に連絡し、その指示に従うこと。
- ・ 利用者は、情報セキュリティ対策について不明な点、遵守することが困難な点等については、速やかにシステム管理者に相談し、指示を仰ぐこと。
- ・ 利用者は、関係者以外の者が不正にオンライン請求システムを利用できないようにユーザID及びパスワード等を、適切に管理すること。

6 システム管理者の責務

- ・ システム管理者は、オンライン請求システムに関する送信機器の設定変更、更新を行う管理者権限等これらの運用における最終的な責任を負うこと。
- ・ システム管理者は、送信機器やソフトウェアに変更があった場合においても、利用者がオンライン請求業務の遂行を継続的にできるよう環境を整備すること。
- ・ システム管理者は、オンライン請求システムを正しく利用させるため、利用者の教育と訓練を行うこと。

7 ソフトウェアの管理

運用責任者は、送信機器にコンピュータウイルス対策ソフトウェアをインストールするとと

もに、定期的にコンピュータウイルスのチェックを行い、感染の防止に努める。

8 運用

- ・ システム管理者は、オンライン請求システムの取り扱いについて実施手順（マニュアル）を整備し、利用者に周知の上、常に利用可能な状態にしておく。
- ・ 運用責任者は、ネットワークの不正な利用を発見した場合には、直ちにその原因を追求し対策を実施する。

9 規程に対する違反への対応

システム管理者は、本規程で定めた事項及び自らの機関で別に規定した事項に対する違反があった場合の対処について明確にし、厳正に対応する。

10 評価・見直し

システム管理者は、本規程で定めた事項及び自らの機関で別に規定した事項を評価し、定期的に見直す。

11 その他

その他、本規程の実施に関し必要な事項がある場合については、医院長がこれを定める。

12 適用年月日

本規程は令和〇年〇月〇日より適用する。

端末動作環境（訪問看護）

訪問看護の 医療保険分 オンライン 請求用端末	OS	<ul style="list-style-type: none"> Windowsのみ対応 令和6年4月時点でMicrosoftのサポートがあるもの
	ブラウザ	<ul style="list-style-type: none"> 検討中
	その他 詳細	<ul style="list-style-type: none"> 詳細情報を整理中
オンライン 資格確認用 端末	OS	<ul style="list-style-type: none"> Windows10 IoT Enterprise 2019 LTSC 64bit版、又は Windows10 Enterprise 2019 LTSC 64bit版
	ブラウザ	<ul style="list-style-type: none"> Microsoft Edge（Chromium版）
	その他 詳細	<ul style="list-style-type: none"> 資格確認端末において満たすべき要件(mhlw.go.jp)※1をご参照ください。

介護保険 請求用端末	OS	<ul style="list-style-type: none"> Microsoft Windows 11 Home / Pro / Enterprise Microsoft Windows 10 Home / Pro / Enterprise 令和6年4月時点でMicrosoftのサポートがあるもの※2
	ブラウザ	<ul style="list-style-type: none"> Microsoft Edge又はGoogle Chrome
	その他 詳細	<ul style="list-style-type: none"> 電子請求受付システム 動作環境（e-seikyuu.jp）※3をご参照ください。

※1 資格確認端末において満たすべき要件 <https://www.mhlw.go.jp/content/10200000/000623527.pdf>

※2 サポートされているバージョンの Windows クライアント <https://learn.microsoft.com/ja-jp/windows/release-health/supported-versions-windows-client>

※3 電子請求受付システム 動作環境 <https://www.kaigo.e-seikyuu.jp/kaigo/dousakankyuu.html>